2024年度入学生用
（令和6年度）

法 学 部 要 覧

教育目的・履修要項・規則など

大阪公立大学法学部

●入学時の卒業・履修要件が在学中は原則適用されるので、法学部履修規則の内容を理解するとともに、この冊子を参照して計画的に授業を履修してください。

●大学から学生への連絡は原則として学生ポータル（UNIPA）への掲載によって行います。これを確認しなかったために生じる不利益は本人の責任となるので、毎日確認する習慣をつけてください。掲載した事項については学生に伝達したものとみなします。掲載内容に疑問がある場合は法学部教務担当に問い合わせてください。

目次

Ⅰ．法学部の教育目的・目標 ---------- 1

Ⅱ．履修要項
１．学科等の名称、卒業時の学位、入学定員 ---------- 2
２．学年・学期・授業期間等 ---------- 2
３．授業時間 ---------- 2
４．授業科目の種類 ---------- 2
５．授業科目の単位、単位制 ---------- 3
６．履修課程と履修上の注意 ---------- 4
７．科目ナンバリングのルール ---------- 6
８．履修登録 ---------- 7
９．成績評価・試験 ---------- 8
10. 成績評語と GPA 制度・CAP 制 ---------- 9
11. 既修得単位等の認定 ---------- 10
12. 定期試験受験心得 ---------- 11
13. 成績評価についての異議申立 ---------- 12
14. 休講・欠席について ---------- 12
15. 副専攻 ---------- 14
16. 他大学との単位互換制度・単位互換科目 ---------- 14
17. 転学部（学域）・転学科（学類）等 ---------- 15
18. 前期終了時の卒業・早期卒業 ---------- 15
19. 学籍について ---------- 15
20. 修学上の配慮・支援について ---------- 16
21. 教育学習支援基盤「てぃら・みす」での学修記録の記入 ---------- 17
22. コース選択等 ---------- 17
23. 卒業資格（卒業要件） ---------- 18
24. 基幹教育科目履修課程 ---------- 20
25. 専門科目履修課程 ---------- 20
26. 大学院開講授業科目の先行履修制度 ---------- 21
27. 教育職員免許状の取得 ---------- 22
28. その他 ---------- 22

2024 年度　履修コース別科目表 ---------- 25
2024 年度　法学部専門科目開講科目表 ---------- 26

Ⅲ．規則

１．法学部履修規則 ---------- 29
２．法曹養成プログラムに関する規則 ---------- 38

Ⅳ．付録

１．大阪公立大学法学会会則 ---------- 40
２．教員名簿 ---------- 41
３．教員の略歴と主要研究業績 ---------- 44
４．杉本キャンパス案内図 ---------- 58

Ⅰ．法学部の教育目的・目標

■教育目的

法学部は、豊かな発信力と法的思考力（リーガルマインド）を備え、人権感覚に富む民主主義社会の担い手として、複雑化する日本社会・国際社会が抱える様々な問題に向き合い、より専門的な法学・政治学の知見を基礎とした合理的判断に基づき、粘り強く解決の道を探ることのできる自立的な高度職業人となり得る人材を養成する。

■教育目標

法学部は、以下のような能力を涵養することに力を注ぐことにより、これらを十全に習得し、所定の期間在学して、所定の単位を修得した学生に対し、学士（法学）の学位を授与する。

（１）幅広い教養と複数の外国語の習得に基礎づけられた、法学・政治学の観点から主体的に問題を発見し、解決する能力を身に付けた学生

（２）法学・政治学の知識を主体的に展開する能力、とりわけ、自己の主張を論理的に構成し、表現する能力を身に付けた学生

学生は、以上のような能力を身に付けるべく、所定のカリキュラムに従って、所定の科目を履修する。

（１）基幹教育科目を履修して、幅広い教養と複数の外国語を習得する。

（２）法学部の専門科目を、学部の提示する３つの履修コースと履修モデルをもとに、自らの関心と将来計画に基づいて選択、履修して、法学・政治学に関する基礎的知識を着実に習得する。

（３）専門演習（専門特別演習を含む）を必修として（それ以上の履修を奨励する）、法学・政治学に関する、自らの関心に基づいた主体的な調査、研究、討論などの能力を着実に習得する。

（４）外国語演習（英語・ドイツ語・フランス語・中国語）を履修して、法学・政治学に関する諸文献を外国語によって能動的に調査、研究する能力を着実に習得する。

（５）あわせて、総合大学である利点を最大限に生かして、文系他学部の専門科目を自らの関心に基づいて履修して、人文・社会科学に関する知識に基づき、社会の諸問題を自ら発見し、それらを多角的に検討する能力を習得する。

Ⅱ．履修要項

１．学科等の名称、卒業時の学位、入学定員

学科	学位	定員
法学科	学士（法学） （Bachelor of Laws）	180

２．学年・学期・授業期間等

学　年：4 月 1 日～翌年 3 月 31 日

学　期：前期：4 月 1 日～9 月 23 日

　　後期：9 月 24 日～翌年 3 月 31 日

休業日：

① 日曜日および土曜日（授業調整日除く）

② 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日（祝日授業日を除く）

③ 春季休業 3 月 20 日から 4 月 7 日まで

④ 夏季休業 8 月 10 日から 9 月 23 日まで

⑤ 冬季休業 12 月 24 日から 1 月 7 日まで

⑥ その他学長が必要と認めた日

詳しい授業期間および試験期間等は、各年度当初に定められる「学事日程」によります。「学事日程」は、毎年度、本学 Web サイトなどで確認してください。

ただし、担当教員が必要と認めたときは、その他の期間に授業や試験が行われることがあります。

３．授業時間

時限	時間
1 時限	9:00-10:30
2 時限	10:45-12:15
3 時限	13:15-14:45
4 時限	15:00-16:30
5 時限	16:45-18:15

４．授業科目の種類

授業科目は、基幹教育科目、専門科目、資格科目および副専攻科目に区分されています。基幹教育科目は主に 1 年次・2 年次において学び、多くの専門科目は 2 年次以降に学びます。

全学部・学域に共通した基幹教育科目は総合教養科目、初年次教育科目、情報リテラシー科目、外国語科目、健康・スポーツ科学科目、基礎教育科目に分かれます。

○科目区分および開設部局（特例科目を除く）

<table>
<tr><th colspan="3">科目区分</th><th>開設部局</th></tr>
<tr><td rowspan="7">基幹教育科目</td><td colspan="2">総合教養科目</td><td rowspan="7">国際基幹教育機構</td></tr>
<tr><td colspan="2">初年次教育科目</td></tr>
<tr><td colspan="2">情報リテラシー科目</td></tr>
<tr><td rowspan="2">外国語科目</td><td>英語</td></tr>
<tr><td>初修外国語</td></tr>
<tr><td colspan="2">健康・スポーツ科学科目</td></tr>
<tr><td colspan="2">基礎教育科目</td></tr>
<tr><td colspan="3">専門科目</td><td>各学部・学域</td></tr>
<tr><td colspan="2">資格科目</td><td>教職科目</td><td>国際基幹教育機構</td></tr>
<tr><td colspan="3">副専攻科目</td><td>各学部・学域
国際基幹教育機構</td></tr>
</table>

（１）専門科目の科目名、単位数、配当年次および必修・選択・自由の区分は、法学部履修規則別表第2を参照してください。

（２）基幹教育科目、資格科目、副専攻科目の履修については、「国際基幹教育機構開設科目要覧（学部・学域生用）」等を参照してください。

５．授業科目の単位、単位制

大学における授業科目の単位においては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準としています。単位の計算方法は、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して決定します。

本学部において開講する科目は次に掲げる基準により単位数を計算します。

授業の方法	授業時間	単位数
講義・演習	毎週2時間15週	2単位
実験・実習・実技	毎週2時間15週	1単位

大学において1単位の修得には「45時間」の学修が必要であり、その際の「1時間」は実際の45分に相当します。すなわち、「2時間」は90分授業（1時限）に相当します。

上記の表を見ると、1週「2時間」の講義・演習を15週受けると2単位修得できるように見えます。しかしながら、2単位を修得するためには「90時間」学修することが基本となっており、授業を受けるだけでは不十分です。すなわち、2単位の修得には、毎週「2時間」の講義の前後に「2時間」の予習と「2時間」の復習をすることが前提となっています。この前提に基づいて、授業では多くの課題（宿題）が課せられることがあります。大学では、常に予習、復習を行いながら授業を受けることが履修の基本であることを忘れないでください。

６．履修課程と履修上の注意

（１）基幹教育科目

基幹教育科目は、総合教養科目、初年次教育科目、情報リテラシー科目、外国語科目、健康・スポーツ科学科目、基礎教育科目に分かれています。科目名や単位数、必修・選択・自由の区分、配当年次等については、「国際基幹教育機構開設科目要覧（学部・学域生用）」および本冊子に記載されています。

① 総合教養科目

総合教養科目は、思考力、表現力、判断力の基盤の上に、幅広い知識を総合的に活用できる能力を身に付けることを目的としています。

② 初年次教育科目

初年次ゼミナールは、高等教育での主体的な学びを大学入学直後に身に付けることを目的としています。グループディスカッションを通した課題発表等の自発的学修、プレゼンテーションやレポートによる自己表現の経験、異なる視点との出会いによる自己の振り返り、他の専門分野の複数の学生と教員とによる多様な視点の交換を行うことで、能動的な学びの姿勢を身に付けることを目的としています。

③ 情報リテラシー科目

情報リテラシー科目は、情報機器を利活用する際に必要となる情報処理の基礎的な知識と技能に加え、インターネットによるコミュニケーション手法や情報化社会に参画するための情報倫理、情報機器によるプレゼンテーション等のスキルを身に付けることを目的としています。

④ 外国語科目

外国語科目には、「英語科目」と、「初修外国語科目」（朝鮮語・中国語・ロシア語・ドイツ語・フランス語）があります。初修外国語について詳しくは「国際基幹教育機構開設科目要覧（学部・学域生用）」および「初修外国語履修ガイド」を参照してください。

自分の第１言語（母語）を初修外国語科目として履修することはできません。日本語を第１言語（母語）としない学生は、特例科目（外国人留学生および日本語を母語としない学生を対象にした日本語科目）を履修し単位を修得した場合、初修外国語の単位として認定されます。

⑤ 健康・スポーツ科学科目

生涯にわたり心身の健康を維持し、より健康的な状態を得るために必要な知識や方法について、主としてスポーツを中心とした行動を通じて具体的、学術的に修得するとともに、健康科学やスポーツ文化が果たすべき役割について、理論と実践を通し理解を深めることを目的としています。

⑥ 基礎教育科目

それぞれの学問領域の基礎教育の中で、基幹教育として提供することが相応しい自然科学系科目を基礎教育科目として提供しています。学士課程教育において、科学の基本的能力として必要とされる学力と能力を養成するために、1・2 年次に「数学」・「物理学」・「化学」・「生物学」・「地学」の基礎教育（講義・演習・実験）を実施します。それぞれの科目では、学士課程において必要な科学的基盤を身に付けるのみでなく、専門教育へもスムーズに接続できる知識・技能の修得を目的としています。

また、「情報」の基礎教育科目として、コンピュータやネットワークの動作原理、大量のデータを効率的に蓄積・検索するためのデータベースと、情報検索のしくみ等の修得を目的としています。

（２）専門科目

専門科目においては、各学部・学科、学域・学類の専門科目に加えて、各学部・学域によっては共通科目を置き、それぞれの学問分野で共通に求められる知識や思考法等の知的な技法の修得等を目指します。専門科目の科目名、単位数、配当年次および必修・選択・自由の区分は、法学部履修規則別表第 2 を参照してください。

また、開講される科目は年度により異なる（開講されない場合や新しい科目が追加される場合もある）ため、毎年度のシラバスや開講科目表に注意してください。

（３）資格科目

教育職員免許状の取得に必要な科目を資格科目といいます。この科目の単位を卒業要件の所要単位に含めることはできない場合があるので注意してください。教育職員免許状の取得を希望する学生は、教職課程に関する説明会に必ず出席し、「教職課程の手引」等を熟読してください。なお、法学部の課程における教育職員免許状の取得については、「２７．教育職員免許状の取得」も参照してください。

（４）副専攻科目

副専攻のために特別に開設した科目として副専攻科目があります。副専攻科目の履修については、「副専攻ガイド」等を参照してください。

（５）必修、選択および自由科目の区分

科目は必修、選択、自由科目の種類に区別され、各学部・学科等の定める要件を満たして履修する必要があります。

- 「必修科目」…当該学科等の教育目的を達成するため、卒業要件として修得を必要としている科目。
- 「選択科目」…学生の履修目的に応じて選択し、修得単位を卒業要件に算入する科目。（選択必修科目を含む。）
- 「自由科目」…履修できるが卒業要件に算入しない科目。

（６）遠隔授業について

一部授業は、授業支援システム（Moodle）等によりオンラインで行うことがあります。

（７）集中講義について

週１回の授業ではなく、短期間で授業を行う集中講義を開講することがあります。集中講義の開講日については学生ポータル（UNIPA）により事前に周知します。集中講義の履修登録については、それぞれ前期・後期の履修登録期間中に登録してください。履修登録期間の時点で希望する集中講義の開講日が未定の場合でも、履修希望者は必ず登録してください。

（８）履修に関する相談について

① オフィスアワー

各授業担当教員は、オフィスアワーを設定しています。これは、指定された曜日・時間には、事前に予約なしでも学生が授業担当教員を訪問し、履修に関することや授業中の疑問などを解決するための相談ができる時間のことです。大いに活用してください。オフィスアワーについては、シラバスを

参照してください。

② その他相談窓口について

履修にあたっては、授業科目の内容説明（「国際基幹教育機構開設科目要覧（学部・学域生用）」やシラバス）を参考にし、法学部履修規則を十分に参照するとともに、履修や進路に関し相談等がある場合は、法学部教務担当または担当教員等に相談してください。

（９）他学部・学域履修

他学部・学域で開講されている科目を履修することができる場合があります。卒業要件に含めることができるかどうかなどの詳細は「２３.卒業資格（卒業要件）」の項目を確認してください。また、履修できる科目については大阪公立大学 Web サイトに掲載されている「他学部・他学域学生が履修可能な科目一覧」を確認したうえで、履修登録の方法は「履修登録の手引」を参照してください。

(10) 科目名称について

科目名称の末尾に数字あるいは英字等の表現がある場合は、以下のルールを表しています。

・「〇〇論 1、2～」

科目内容に順序性がある科目群について使用します。ただし、必ずしも 1 の履修が 2 の履修の前提条件になっているとは限りません。

・「〇〇論 A、B～」

科目内容に順序性がない科目群について使用します。

(11) キャンパスをまたぐ授業の履修について

原則として、各学部・学域の主たる学びのキャンパスで開講される科目を履修してください。ただし、再履修科目、資格科目、副専攻科目、他学部・学域（他学科・学類）科目、その他各学部・学域において必要と認められる科目については、主たる学びのキャンパス以外のキャンパスでの履修が許可されることがあります。なお、個人的都合による理由で主たる学びのキャンパス以外の科目を履修することはできません。

法学部の主たる学びのキャンパスは、「杉本キャンパス」です。

７．科目ナンバリングのルール

科目ナンバリングは、教育課程の体系性を示すために、科目に記号と番号を組みあわせて付与することによって、科目の学問分野、カリキュラム内での位置づけを示す仕組みです。本学では、科目の属性に応じて、アルファベットと数字を組み合わせた 13 桁で構成された番号を、下記のとおり①開設部局・②学問分野・③科目レベル・④科目区分・⑤連番・⑥使用言語・⑦授業形態として各科目に付番しています。詳細は本学 Web サイトをご覧ください。

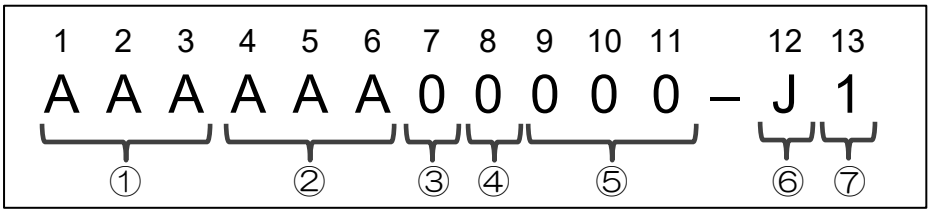

８．履修登録

（１）履修登録

①　学生ポータル（UNIPA）による履修登録

科目を履修するにあたっては、各学期はじめの定める期日まで（4 月上旬・9 月中旬）に学生ポータル（UNIPA）より履修登録をする必要があります。

履修を考えている科目は全て履修登録期間に登録してください。

・前期に登録する科目：通年開講科目、前期開講科目、前期集中講義科目

・後期に登録する科目：後期開講科目、後期集中講義科目

②　登録上の諸注意

・法学部履修規則別表にある履修可能最低年次などによく注意して登録してください。試験で不合格となった科目の再履修は原則として次年度以降となりますが、一部の前期開講科目については、同一年度の後期に再履修できる場合があります。（※あらかじめ履修年次を限定する科目を除く）

・同一曜日時限に、2 科目以上を重複して履修登録することはできません。

・既に単位を修得した科目を再び履修することはできません。

・履修登録できる単位数には上限が設定される場合があります。詳しくは「１０．成績評語と GPA 制度・CAP 制」の項目を確認してください。

・卒業予定者が集中講義・単位互換科目等を履修する場合、開講日により卒業判定の際の単位に含むことができない場合があるので、履修登録時に法学部教務担当に相談してください。

③　履修登録の確認

・履修登録の締め切り後の履修登録確認日・抽選結果発表日に、学生ポータル（UNIPA）の「抽選希望登録対象一覧」画面および「学生時間割表」画面上にて抽選科目の抽選結果および履修登録内容の確認が可能になります。履修登録確認日・抽選結果発表日に登録内容を点検し、希望通り正しく登録されているか確認してください。特に、エラーが出ている科目については、履修登録修正期間内に修正してください。

・履修登録修正期間内であっても追加・修正・削除ができない科目があります。

・GPA 対象科目の履修中止制度については「１０．成績評語と GPA 制度・CAP 制」の項目を確認してください。

・履修登録修正期間後は、登録した科目の追加・修正・削除はできません。ただし、集中講義科目については海外語学研修との重複等やむを得ない事由が発生した場合、削除を認める場合がありますので、法学部教務担当へ申し出てください。

※履修登録について、詳しくは「履修登録の手引」を参照してください。

（２）シラバス

シラバスには、各学部・学域のカリキュラムにおける科目の位置付けや授業の方法、授業概要、到達目標、授業計画、成績評価の方法等が記載されています。履修登録にあたっては、授業時間割やシラバス等を確認し、自身の学習計画を立ててください。

（３）履修制限およびクラスの指定

履修希望者が教室の収容能力を著しく超過する場合その他教育上必要と認められる場合、履修することができる者の範囲および人数を制限、またはクラスを指定することがあります。これらの履修制限ま

たはクラス指定を履修登録期間に先立って行うことがあります。

９．成績評価・試験

（１）成績評価方法・単位の修得

履修科目の成績は、シラバスで授業科目ごとに示されている方法で各授業担当教員によって評価され、合格した科目に単位が与えられます。成績の評語については「１０．成績評語と GPA 制度・CAP 制」で記載します。成績は学生ポータル（UNIPA）で確認することができます（定められた期間を除く）。

（２）定期試験

単位の認定は基本的に試験の成績によって行われますが、試験を行わず、レポートや平常の成績等によって単位認定が行われることもあります。試験を実施する場合は、原則として、授業期間終了後（試験期間）に実施します。試験の時間割は学生ポータル（UNIPA）を確認してください。

（３）追試験・再試験

①　基幹教育科目における追試験

基幹教育科目の試験を欠席した理由が以下の項目に該当する場合には、追試験を行うことがあります。

1. 学生が病気または負傷した場合
2. 学生の親族が死亡した場合（2 親等以内の親族または同居の親族に限る。）
3. 公共交通機関の遅延による場合
4. 学生が国家試験等を受験する場合
5. 学生が裁判員裁判へ参加する場合
6. その他やむを得ないものと認められた場合

追試験の受験を希望する者は、所定の期間内に信憑書類を添えて国際基幹教育機構に願い出る必要があります。詳しくは、「国際基幹教育機構開設科目要覧（学部・学域生用）」を参照してください。

②　法学部専門科目における追試験

法学部専門科目の試験を欠席した理由が以下の項目に該当する場合には、追試験を行うことがあります。

1. 学生が病気または負傷した場合
2. 学生の親族が死亡した場合（2 親等以内の親族または同居の親族に限る。）
3. 公共交通機関の遅延による場合
4. 学生が裁判員裁判へ参加する場合
5. その他やむを得ないものと認められた場合

追試験の受験を希望する者は、当該科目の試験が終了したときから 1 週間以内（別途定めがある場合は掲示で通知します）に、次に定める書類を添付した追試験願を法学部教務担当まで提出してください。

1. 病気または負傷　　：医師の診断書
2. 親族の死亡　　：死亡の事実が記載された住民票記載事項証明書
3. 交通機関の遅延　　：遅延証明書

4.　裁判員制度への参加　　：裁判所からの呼出状等

5.　その他やむを得ない事由：その事実を証明できるもの

③　その他の科目における追試験

各科目の開設部局に問い合わせてください。

④　再試験について

定期試験で不合格になった科目の再試験は一切実施しません。

１０．成績評語と GPA 制度・CAP 制

（１）成績評語と GPA 制度

履修科目の成績は、下表の基準にもとづき評価され、発表は評語により行います。履修登録した各科目の成績に GP（Grade Point）を割り当てて、その平均を取ったものを GPA（Grade Point Average）といいます。学修の達成度を客観的に評価するための指標として学期ごとに算出され、卒業するために必要な単位をただ修得するのではなく、学生が主体的にかつ充実した学習効果をあげることを目的としています。GPA は学期ごとに、以下の数式により算出されます。

$$\text{GPA} = \frac{\text{（当該期で得た科目の GP 値×その科目の単位数）の合計}}{\text{※当該期に履修登録した総単位数}}$$

※GPA 対象科目のみ

評語	基準	100 点方式による素点等	GP
AA	授業目標を大きく上回って達成できている	100 点以下 90 点以上	4
A	授業目標を上回って達成できている	90 点未満 80 点以上	3
B	授業目標を達成できている	80 点未満 70 点以上	2
C	最低限の授業目標を達成できている	70 点未満 60 点以上	1
F	最低限の授業目標を達成できていない	60 点未満または成績評価基準にもとづく評価をしない科目で不合格となった科目	0
T（取消）		試験等での不正行為	0
N（認定）		単位認定された科目	対象外
P（合格）		成績評価基準にもとづく評価をしない科目で合格となった科目	対象外

GPA の対象となる科目は、原則として履修登録した全ての科目です。ただし、卒業の所要単位に算入されない科目（資格科目等の自由科目）、上表の「単位認定された科目」、「成績評価基準にもとづく評価をしない科目で合格となった科目」は GPA から除かれます。また、成績証明書には、発行した時点での通算 GPA が記載されます。

通算 GPA は、以下の数式により算出されます。

$$\text{通算 GPA} = \frac{\text{（各学期で得た科目の GP 値×その単位数）の合計}}{\text{※各学期で履修登録した単位数の合計}}$$

※GPA 対象科目のみ

なお、履修登録の締め切り以降は、原則として変更はできません。ただし、以下に示す条件により履修を続けることが困難な場合、特別に履修中止を認める場合があります。

① 実際の授業の内容が公開されている『シラバス』と本質的に異なっている場合

② 授業についていけるだけの知識不足が発覚した場合

手続きの時期や方法など詳細については「履修登録の手引」を確認してください。

（2）CAP 制

学期内で履修する科目について予習・復習の時間を確保するために、各年度・各学期に履修登録できる総単位数には、上限が設けられています。このことを CAP 制（キャップ制）と呼びます。

1 年次から 3 年次の履修上限は学期ごとに 24 単位とします。また、4 年次以降の履修上限は学期ごとに 28 単位とします。

年次	登録できる単位数		
	前期	後期	年
1 年次～3 年次	24 単位以下	24 単位以下	48 単位以下
4 年次以降	28 単位以下	28 単位以下	56 単位以下

前期集中講義は前期の履修登録単位数に、後期集中講義は後期の履修登録単位数に含まれます。通年科目については前期 2 単位、後期 2 単位として計算します。

原則として、卒業の所要単位に算入されない科目（資格科目等の自由科目）は CAP 制限から外れます。卒業の所要単位に算入される科目の中で、例外的に CAP 制対象外となる科目もあります。詳しくは科目開設部局の要覧を確認してください。

編入学生については学期ごとに 28 単位を上限とし、4 年次以降は学期ごとに 30 単位を上限とします。また、編入学生においては集中講義の単位数は CAP 制限から外れます。早期卒業の願い出が認められた学生については、3 年次以降において学期ごとに 30 単位を上限とします。

１１．既修得単位等の認定

（1）既修得単位の認定（編入学および再入学の場合を除く）

入学する前に大学、短期大学（外国の大学等を含む）または大学以外の教育施設において科目を履修し、修得した単位については、学部・学域の履修課程に照らして有益と認められる場合に限り、20 単位を限度として本学の基幹教育科目として認定されることがあります。

該当者は、入学前までに法学部教務担当へ申し出てください。

なお、他大学との単位互換制度により修得した単位数と合わせて 60 単位を超えることはできません。

（2）外部試験等による外国語の単位認定

TOEIC 等の外部試験において一定レベル以上のスコアや資格を有している場合、英語科目の単位を認定する制度があります。詳細については、「国際基幹教育機構開設科目要覧（学部・学域生用）」を参照してください。また、申請に使用できる外部試験のスコアの有効期間は 1 年間です。なお、認定された科目を履修することはできないので注意してください。

（３）編入学生の既修得単位の認定

編入学生が入学する前に大学、短期大学（外国の大学等を含む）または大学以外の教育施設において科目を履修し、修得した単位については 38 単位を限度に本学の基幹教育科目、16 単位を限度に他学部専門科目として認定されることがあります。そのうち、法学または政治学の入門科目の単位については 4 単位を限度に法学部専門科目として認定されることがあります。

編入学生が入学前に本学法学部科目等履修生として修得した法学部専門科目については、16 単位を限度に入学後に修得したものとみなす場合があります。

１２．定期試験受験心得

（１）試験開始までに入室し、試験監督者の指示に従ってください。

（２）あらかじめ履修登録した科目のみ、受験することができます。

（３）受験に際しては、必ず学生証を持参し、着席した机上に置いてください。学生証を忘れた場合は、所属学部・学域教務担当窓口で仮受験票の交付を受けてください。これを怠った場合は、受験を許可しないことがあります。

（４）試験を開始して 30 分経過後の遅刻者は受験を許可されません。

（５）試験を開始して 30 分を経過しなければ退出は許されません。

（６）机上には、持ち込みを許可されたもの（教科書、ノートなど）がある場合を除いて、学生証、筆記具以外を置いてはいけません。

（７）携帯電話などの電子機器は、特に許可された場合を除き、電源を切り、かばんの中に入れてください。また、音を発する物（たとえば時計のアラーム）などで、他人に迷惑をかけてはいけません。

（８）受験中、学生相互間の物品（筆記具を含む）の貸借は一切認められません。また、私語をしてはいけません。

（９）配付された答案用紙には、所定の箇所に、学籍番号、氏名などを必ず記入してください。

(10) 答案用紙は試験監督者から配付されたものを使用し、書き損じた答案用紙も全て提出してください。配付されたものは、許可されたもの以外は持ち帰ってはいけません。

(11) 試験監督者が不正行為を認めた場合には、受験の停止、退室などを命ずることがあり、受験者はこれに従わなければいけません。

(12) 対面試験と同様に遠隔試験についても一切の不正行為を禁じます。

(13) レポート試験について、次の行為に対して不正行為とみなします。

① 他者のレポートの一部または全部を書き写す行為

② 他者にレポート作成を依頼する行為

③ 他者に依頼されて本人の代わりにレポートを作成する行為

④ レポートのデータや資料等を捏造または改ざんする行為

⑤ その他、上記の不正行為に準ずる行為

(14) 試験（遠隔試験、レポート試験も含む）で不正行為を行った学生に対しては、原則としてその試験実施日が属する学期に履修中の科目の成績を全て無効とします。

(15) 不正行為を行った学生は、学則に基づいた懲戒処分（訓告、停学、退学）の対象になる事もあります。

（16）いかなる試験においても、自己または他人のために不正行為をしてはいけません。

１３．成績評価についての異議申立

学生は、その学期の成績評価について、次のような場合に異議を申し立てることができます。

（１）成績の誤記入等、担当教員の誤りであると思われるもの

（２）シラバス等により周知している成績評価の方法に照らして、評価結果等について疑義があるもの

異議申立を行う場合、学生ポータル（UNIPA）に掲載する申立期間内に、各科目の開設部局（各学部・学域教務担当または基幹教育担当）へ申し出てください。

なお、これは成績評価に納得がいかない者が、問い合わせ、また異議申立を行う制度ではないので、注意してください。

１４．休講・欠席について

（１）気象条件の悪化、交通機関の運休等による授業の休講および定期試験の延期措置について

①　気象条件の悪化による授業の休講について

キャンパス所在地を含む地域に暴風（暴風雪）警報、または各種の特別警報が発令されているときは、原則として当該キャンパスでの全ての授業を休講とします（定期試験を含む）。ただし、別表のとおり警報解除の時刻により、全部または一部の授業を行います。

授業中または試験中に、キャンパス所在地を含む地域に暴風（暴風雪）警報、または各種の特別警報が発令されているときは、原則として、実施中の授業・試験についてはそのまま行い、その次の時限から当該キャンパスでの授業は休講とします。

また、学外実習などは、前記事項を踏まえ担当教員の指示により授業を行わないことがあります。（実習施設の所在地を含む地域に暴風（暴風雪）警報、または各種の特別警報が発令されたときは実習を行いません）

なお、気象条件の悪化による授業の休講は、対面授業においてのみ適用されるものであり、遠隔授業においてはこの限りではありません。

②　交通機関の運休による授業の休講について

次の交通機関のいずれかが運休（事故等による一時的な運行停止を除く）を行った場合の授業は原則として休講とします（定期試験を含む）。ただし、別表のとおり運行再開の時刻により、全部または一部の授業を行います。

また、交通機関の計画運休や運休見通し情報が発表された場合は、対象路線や運休期間等の発表内容に基づき、事前に休講とする場合があります。

なお、交通機関の運休による授業の休講は、対面授業においてのみ適用されるものであり、遠隔授業においてはこの限りではありません。

●　杉本キャンパス

・JR 阪和線全線

・JR 大阪環状線全線および Osaka Metro 御堂筋線全線が同時

③　地震発生時の取扱い

キャンパス所在地を含む地域で震度 5 強以上の地震が観測された場合、該当するキャンパスでの当

日の授業は休講とします。翌日以降は災害状況等を考慮の上、休講措置の有無を判断します。なお、地震が大阪府内当該地域以外で発生した場合または震度5強未満の場合は、公共交通機関の運行状況に応じて対応することとします。

また、地震を起因とする自然災害等により、避難に関する情報が発表された場合についても状況により休講等の対応を行うことがあります。

（注意事項）①～③による休講措置がないにもかかわらず、外的要因により登下校が困難になる場合の措置については、⑥を参照してください。また、上記にかかわらず、自らの身の安全を最優先に行動してください。

④　遠隔授業（同時双方向型に限る）において授業支援システム（Moodle）が停止した場合の休講について

授業支援システムが停止した場合は同時双方向型の授業に限り、原則として休講とします（授業担当教員から履修者へ個別の連絡がある場合は除きます）。ただし、別表のとおり授業支援システムの復旧の時刻により、全部または一部の授業を行います。また、遠隔授業（オンデマンド型）については休講の措置を行いません。

（別表）

●杉本、中百舌鳥、阿倍野、羽曳野、りんくうキャンパス

運行再開・警報解除 授業支援システムの復旧の時刻	休講となる授業	実施する授業
午前7時以前	－	全授業
午前10時以前	午前開始の授業	午後開始の授業
午前10時を過ぎても解除されない場合	全授業	－

⑤　その他注意事項

対面授業をオンライン中継する授業（ハイフレックス授業等）の取り扱いについては、対面授業を行っているキャンパスの授業が休講される場合にも同様に休講とします。

上記に挙げる理由以外にも、自然災害等によりキャンパスを含む所在地に避難に関する情報の発表や、Jアラート（全国瞬時警報システム）が発令された場合、学生の安全確保のために休講措置をとる場合があります。

なお、午前9時以降における授業の実施については、上記の取扱いを原則としつつ、状況に即して教育推進本部長が例外の判断をする場合があります。その際には、学生ポータル（UNIPA）により周知します。

⑥　登下校が困難な場合の救済措置

上記により休講措置をとらない場合であっても、学生の居住地域または通学経路にある地域で、次のいずれかに該当する事態が発生したことにより学生が授業等に出席できない場合（帰宅困難となる恐れがある場合含む）、後日、授業担当者に欠席届を提出し、配慮を申し出てください。

1. 居住地を含む地域における震度5強以上の地震が観測された場合
2. 居住地を含む地域における避難指示の発令
3. 居住地を含む地域における気象警報（暴風（暴風雪）警報、または特別警報）等の発表
4. その他災害等（居住地を含む地域または通学経路における上述の3事由に準ずる災害等）の発生
5. 通学経路上の交通機関の運休または大幅な遅延の発生

（２）授業欠席時の取扱いについて

授業を欠席する場合、欠席理由（病気、各種実習、介護等体験、クラブ活動、忌引等）の如何を問わず原則として「欠席届」を授業担当教員に提出してください。授業科目の成績評価等の配慮については、授業担当教員の裁量によります。「欠席届」は、学生ポータル（UNIPA）＞学生 Navi＞「授業・履修」からダウンロードできます。

また、「９．成績評価・試験」の「（３）追試験・再試験」に示す理由によって定期試験を欠席する場合は追試験を行うことがありますので、各科目の開設部局（各学部・学域教務担当または基幹教育担当）に相談してください。

なお、以下の場合は特例として通常と対応が異なります。

- 学校感染症に指定されている感染症（季節性インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症等）に罹患した場合、出席停止となり、速やかに大学に報告が必要となります。授業支援システム（Moodle）の「学校感染症罹患時報告」を確認し、報告してください。
- 裁判員制度に伴う裁判に出席する場合

裁判員制度により裁判員（候補者）に選出され、裁判所に出頭するために授業を欠席しなければならない場合は、「欠席届」に加えて、裁判所からの呼出状（写）等を授業担当教員に提出することで、成績評価等についての配慮の対象となります。配慮の内容については、授業担当教員の裁量によります。

１５．副専攻

副専攻とは、全学的な協力体制の下で、複数の専門分野にまたがる横断的な科目の配置を行い、全学の学生が目指すべき進路や興味関心に応じて自由に選択・履修できる教育課程の事を指します。

本学で開設されている副専攻については、「副専攻ガイド」を参照してください。ただし、副専攻のために修得した単位については、卒業要件に含まれないことがあるので注意してください。

１６．他大学との単位互換制度・単位互換科目

（１）他大学の授業の履修を希望する学生は、大学コンソーシアム大阪等との単位互換協定に基づいて、他大学の授業を履修することができます。毎年度教育推進課から募集の案内があります。詳細は各コンソーシアム等の Web サイトを確認してください。

（２）他大学で修得した科目および単位は、本学で履修し、単位を修得したものとみなし、単位が認定される場合があります。

（３）本学に在学中に外国の大学との協議等に基づき、当該大学の科目を履修し、単位を修得した場合は、教授会等の承認を経て本学において修得したものとみなし、単位が認定される場合があります。

なお、編入学・再入学の場合を除き、（２）および（３）の場合において認定される単位の上限は 30 単位（ただし、基幹教育科目とみなすものについては 20 単位）です。認定を希望する場合は当該単位修得後の最初の履修登録期間中に、法学部教務担当まで願い出てください。

１７．転学部（学域）・転学科（学類）等

在学中に特別の事情で学部・学科等を変更したい人のために、転学部・転学科等という制度があります。ただし、転学部・転学科等を認めていない学部もあります。

なお、転学部・転学科等を希望する学生を受け入れる学部・学科等の事情（定員超過など）により、募集しない場合があります。また、受け入れ先の学部・学科等が定める要件（成績・修得単位数など）を満たす必要があります。転学部等の募集については、毎年 9 月には学生ポータル（UNIPA）にて掲示します。詳細については、各学部・学域教務担当に問い合わせてください。

法学部から他学部・学域への転学部を希望する場合は、「転学部願」により、1 月 31 日までに法学部教務担当まで願い出てください。あわせて受け入れ先の学部・学域が定める手続を行う必要があります。手続の期日は受け入れ先の学部・学域の定めるところによります。

１８．前期終了時の卒業・早期卒業

（１）前期終了時の卒業

本学に 4 年以上在学し（編入学の場合は 2 年以上）、学年の前期終了時に卒業要件を満たし、あらかじめ定められた期日までに卒業を申し出た者については、教授会の議を経て、前期終了時に卒業が認められます。前期終了時の卒業の認定は、前年度までの修得単位数および当該年度前期開講科目の修得単位数によって行われます。当該年度の集中講義科目により修得した単位数は、その開講期にかかわらず算入されません。

前期終了時の卒業を希望する場合は、7 月 31 日までに所定の「前期終了時の卒業認定願」により法学部教務担当まで申し出てください。

（２）早期卒業

本学に 3 年以上在学した者で、各学科等の定める卒業要件として修得すべき単位を優秀な成績で修得した学生は、3 年次末で早期卒業することができます。

早期卒業を希望する場合は、2 年の在学期間が満了する前の指定の期日までに、指定の様式により申し出を行わなければなりません。

早期卒業の申し出承認および認定の要件は、以下のとおりです。

早期卒業の申し出の承認要件	早期卒業の認定要件
次の 1～3 いずれにも該当する者 1. 本法学部に 2 年間在学していること 2. 1 の在学期間において修得した単位数が 80 単位以上であること 3. 修得単位数のうち成績区分が A または AA 評価の単位数の合計が 56 単位以上であること	早期卒業の申し出が承認された者のうち、次の 1～3 いずれにも該当する者 1. 本法学部に 3 年以上在学していること 2. 卒業に必要な単位数を全て修得していること 3. 修得単位数のうち A または AA 評価の単位数の合計が 90 単位以上であること

１９．学籍について

（１）休学

病気その他やむを得ない理由で引き続き 2 ヶ月以上修学できない場合は、「休学願」を提出することにより、休学が認められることがあります。「休学願」の提出は休学を開始する日の前日（前期からの休

学の場合は3月31日、後期からの休学の場合は9月23日）までに行わなければなりません。なお、休学を希望する場合は、可能なかぎり、休学をしようとする学期が開始する日の1ヶ月前までに法学部教務担当に申し出てください。また、休学を延長する場合も、上記と同様の手続きをおこなう必要があります。

休学期間は、通算して2年を超えることができません。休学期間は在学年数に算入しません。

（2）復学

休学期間中にその事由が消滅した場合は、申し出て復学することができます。復学するためにはその学期の授業料を納入しなければなりません。

（3）留学

留学を願い出る場合は、担当教員等による指導助言を受けた上で、留学を開始する日の前日までに「留学願」を提出しなければなりません。

（4）退学

退学を希望する場合は、前期をもって退学する場合は前期末、後期をもって退学する場合は後期末までに「退学願」を提出しなければなりません。学期開始後に提出した場合は、その学期の授業料を納入しなければなりません。

（5）除籍

指定された期日までに授業料を納入しなかった場合、あるいは在学年限内に所定の単位を修得できなかった場合で「退学願」の提出のないとき等は除籍となります。

除籍の対象は、以下のとおりです。

- 所定の在学年限を超えた者
- 所定の休学期間を超えてなお復学できない者
- 授業料または教育環境充実費の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 病気その他の理由により成業の見込みがないと教授会において認められた者
- 死亡した者または長期間にわたり行方不明の者

※「成業の見込みがないと教授会において認められた者」について、法学部では以下の場合においても除籍の対象となります。

- 在学年数が4年に達した時点で、外国語科目の必修科目の修得単位が8単位に満たない場合
- 在学年数が4年に達した時点で、基幹教育科目の修得単位および専門科目の修得単位（枠内単位に算入されないものを除く）があわせて40単位に満たない場合

（6）再入学

退学または除籍された者が、再入学を願い出た場合には、教授会の選考を経て再入学が許可されることがあります。ただし、再入学の願い出は、退学または除籍の日から2年以内に限ります。

２０．修学上の配慮・支援について

疾病・障がいおよび社会的障壁を有する学生で個別具体的な修学上の配慮・支援を必要とする場合は、アクセシビリティセンターまたは各学部・学域アクセシビリティ支援委員に申し出てください。

２１．教育学習支援基盤「てぃら・みす」での学修記録の記入

学ぶ力（学習自己管理能力）を高めること、すなわち、

・　目標を意識しながら、学ぶこと

・　自分自身の学びを見つめる（ふり返る）目を養うこと

・　学びについて得た気付きを、次の学修に生かすこと

を主な目的として、半期ごとに、教育学習支援基盤「てぃら・みす」において、ポートフォリオ（学修記録）への記入を行ってください。「てぃら・みす」へは、学生ポータル（UNIPA）からアクセスしてください。

２２．コース選択等

（1）履修コース

法学部専門科目には 3 つの履修コース（司法コース、行政コース、企業・国際コース）が設けられています。履修コースと履修モデルをもとに科目を選択することで、それぞれの将来設計に応じた専門科目を体系的に履修することができます。

① 司法コース

将来の法曹を目指して法科大学院進学を希望する者や裁判所職員、司法書士などを目指す者が、伝統的な法律科目の修得を通じて法的思考力を養い、法律実務の基礎となる能力を育成する。

② 行政コース

国家・地方公務員などを目指す者が、伝統的な法律科目を修得するとともに、政治・行政学関連科目の履修を通じて政策立案能力を育成する。

③ 企業・国際コース

民間企業やジャーナリストを目指す者が、法律科目だけでなく、政治学や国際関係法などの幅広い社会科学的知識を修得することにより、社会的感覚と現実的な政策マインドを育成する。

コースの選択については、1 年次の指定する期日（編入学生については別途指定する期日）までに「履修コース選択届」を法学部教務担当まで提出してください。

履修モデルについては「履修コース別科目表」を確認してください。

（2）法曹養成プログラム

将来の法曹を目指して法科大学院進学を志望している場合は、履修コースとは別の仕組みとして、「法曹養成プログラム」という制度があります。

法曹養成プログラムとは、法学部と法科大学院が連携し、学部段階から法曹になるための教育を受けることができる制度（課程）です。

本法学部は、本学大学院法曹養成専攻（法科大学院）と連携協定を結んでいます。法曹養成プログラムに登録している学生は、本学大学院法曹養成専攻の授業の一部を先行して履修し、単位を修得することができます。

また、法学部において法曹養成プログラムを修了すると、本学大学院法曹養成専攻の入試において特別選抜の対象者となることができます。

本法学部において法曹養成プログラムを修了し、特別選抜を経て大学院法曹養成専攻に入学すると、

3 年で法学部を卒業、2 年短縮型（2 年コース）で法科大学院を修了することも可能となります。さらに一定の要件を満たせば、法科大学院在学中（最終学年）に司法試験を受験することも可能となります。

本法学部の在学期間が 2 年以上 4 年未満で、所定の要件を満たす学生（編入学生を除く）が、2 年次生後期以降の指定する時期に、面談の機会を経て、プログラムへの登録を願い出た場合は、教授会の議を経て、プログラムへの登録が認められます。

プログラムへの登録を希望する場合は、指定の書式により、指定の期日までに、法学部教務担当まで願い出てください。

登録の願い出を認めることができる学生の人数は年度ごとに 20 名を上限とし、定員を超えた場合は選考を行います。

法曹養成プログラムへの登録およびプログラム修了の要件は、以下のとおりです。

登録の願い出の承認要件	プログラム修了の要件
次の 1～3 いずれにも該当する者 1. 本法学部の在学期間が 2 年以上 4 年未満であること 2. 1 の在学期間において修得した単位数が 80 単位以上であること 3. 1 の在学期間中に修得した法学部専門科目（他学部専門科目、資格科目を除く）の単位数のうち、成績区分が A または AA 評価の単位数の合計が 30 単位以上であること	登録の願い出が承認された者のうち、次の 1、2 いずれにも該当する者 1. 「必修科目群 46 単位」「選択必修科目群 16 単位」を修得したこと 2. 法学部専門科目（他学部専門科目、資格科目を除く）の修得単位数のうち、成績区分が A または AA 評価の単位数の合計が 48 単位以上であること

詳細については「法曹養成プログラムに関する規則」を確認してください。

２３．卒業資格（卒業要件）

（１）卒業・学位

4 年以上在学し（編入学の場合は 2 年以上）、所定の単位を修得すると、学士（法学）の学位が授与されます。ただし、休学期間は在学期間に含みません。

（２）在学年限

在学年限は 8 年（編入学の場合は 4 年）とします。

（３）年次

学年進行の時期は 4 月です。休学をした場合でも年次は進行します。

（4）卒業に必要な単位数

2023 年度入学生

<table>
<tr><th></th><th colspan="3">科目区分</th><th>必要単位数</th><th>注意</th></tr>
<tr><td rowspan="8">基幹教育科目</td><td colspan="3">総合教養科目</td><td rowspan="3">19 単位</td><td>●<u>必修 10 単位</u>
●「単位互換科目」は <u>12 単位</u>まで左記 19 単位に算入できる
●科目区分〔I 基礎科目 B 社会科学〕の「日本国憲法」「法学入門」「政治学入門」は左記 19 単位に算入されない</td></tr>
<tr><td rowspan="3">外国語科目</td><td colspan="2">University English
以外の英語科目</td><td>●<u>4 単位</u>まで左記 19 単位に算入できる</td></tr>
<tr><td colspan="2">初修外国語〔特修〕
海外語学研修</td><td>●<u>4 単位</u>まで左記 19 単位に算入できる</td></tr>
<tr><td colspan="2">University English</td><td>6 単位</td><td>●必修</td></tr>
<tr><td colspan="2">初修外国語（朝鮮語・中国語・ロシア語・ドイツ語・フランス語）の中からいずれか 1 つの言語</td><td rowspan="2">6 単位</td><td>●必修科目については履修規則（別表第 1）を参照のこと</td></tr>
<tr><td colspan="2">特例科目</td><td>日本語科目</td><td>●外国人留学生および日本語を母語としない学生は日本語科目を履修し単位を修得した場合、初修外国語の単位として認定される。</td></tr>
<tr><td colspan="3">初年次教育科目</td><td>2 単位</td><td>●必修</td></tr>
<tr><td colspan="3">情報リテラシー科目</td><td>2 単位</td><td>●必修</td></tr>
<tr><td colspan="3">健康・スポーツ科学科目</td><td>3 単位</td><td>●講義から 2 単位、実習から 1 単位以上修得すること</td></tr>
<tr><td colspan="5">基幹教育科目　小計 38 単位</td></tr>
<tr><td>専門科目</td><td colspan="3">法学部専門科目
（講義科目・演習系科目）</td><td>90 単位
（この 90 単位を「枠内単位」と呼ぶ）</td><td>●枠内単位には、<u>専門演習等（専門演習・専門特別演習）4 単位以上を含むこと（必修）</u>
●次に掲げる科目については、それぞれに定める単位数を限度に、枠内単位に算入することができる。
1. 法政 2 年次演習　<u>4 単位</u>まで
2. 専門演習等・演習論文　あわせて <u>12 単位</u>まで
3. 外国語演習　<u>12 単位</u>まで
●枠内単位には、あわせて <u>16 単位</u>まで、以下の科目を算入することができる
1. 文学部、経済学部、商学部の専門科目
2. 履修規則（別表第 3）に定める教職科目および博物館科目
3. 社会基本科目（別表第 4）</td></tr>
<tr><td colspan="6">総計　128 単位</td></tr>
</table>

編入学生については、初修外国語 6 単位のうち 2 単位を University English 以外の英語科目に代えることができます。また、総合教養科目の必要な単位数 19 単位に算入できる単位互換科目、外国語科目の単位数について上限はありません。

（５）卒業の時期

卒業の時期は 3 月とします。前期終了時の卒業・早期卒業等については「１８．前期終了時の卒業・早期卒業」の項目を、法曹養成プログラムについては「２２．コース選択等」の項目を確認してください。

２４．基幹教育科目履修課程

法学部生が履修できる基幹教育科目の科目区分および単位数並びに履修可能最低年次は、法学部履修規則別表第 1 のとおりとします。

履修については法学部履修規則第 7 条以下に基づきますのでそちらも確認してください。また、あわせて「国際基幹教育機構開設科目要覧（学部・学域生用）」を参照してください。

２５．専門科目履修課程

（１）開講科目および履修可能最低年次

法学部専門科目の科目名およびその単位数並びに履修可能最低年次は、法学部履修規則別表第 2 のとおりとします。

開講科目については、資料「法学部専門科目開講科目表」を確認してください。

専門科目の履修については、法学部履修規則 11 条以下に基づきますのでそちらも確認してください。

（２）演習系科目

演習系科目の説明および枠内単位への算入上限は、以下の表のとおりです。

演習系科目は、原則として、実授業時間数の 3 分の 2 以上出席した者に対して、成績評価を行います。

	科目説明	履修可能 最低年次	注意
法政 2 年次演習	専門科目を本格的に学び始めた 2 年次生を対象に、法学・政治学に関わる基本的なテーマについて、広い視野から学ぶ。講義科目の理解を深め、専門演習に向けて準備を進めていくことが期待される。	2 年次生 および 編入学生の 3 年次生のみ	●4 単位まで枠内単位に算入できる

外国語演習 （英語・ドイツ語・フランス語・中国語）	法学･政治学を外国語によって調査し、研究する能力を育成する。伝統的に法学部では､外国との比較を念頭においた研究教育を重視していることから､積極的な参加を期待している。	2 年次以上	●12 単位までを枠内単位に算入できる。 ●各外国語につき通算して 3 科目まで履修できる。ただし、各学期において、同一外国語を 2 科目以上履修することはできない。
専門演習等 （専門演習・専門特別演習） ※4 単位必修	法学・政治学の各分野について、原則として 15 名以下の少人数で専門的に学ぶ科目であり､特に学生の自主的な研究と討論能力の養成に主眼をおく。4 単位を必修とし、それ以上の履修を奨励する。	3 年次以上 ※2 年次生についても、履修規則第 15 条の定めるところにより、履修を許可する場合がある。	●専門演習等・演習論文あわせて 12 単位までを枠内単位に算入できる。ただし、同一教員の担当する専門演習等の修得単位については 8 単位を限度とする。 ●専門演習等は各学期に 2 科目まで履修できる。ただし、同一学年での専門演習等の修得単位は 8 単位を限度とする。 ●演習論文は､同一教員が担当する当該年度の専門演習を履修している者に限り､履修することができる。 ●専門特別演習と同一教員が担当する演習論文は､当該年度に同一教員が既に担当した専門特別演習の単位を修得し､その教員が担当する専門特別演習を履修する者に限り､履修することができる。 ●専門演習等・演習論文は、前年 11 月頃から募集する。 ※2 年次履修により修得した単位は枠内単位に算入されない。
演習論文	専門演習等と同時に履修するなかで、自らの研究成果について、教員の指導を受けつつ論文形式で執筆し､高度の調査分析能力や日本語運用能力を養う｡専門演習担当教員が開講した場合に限り履修することができる。		

演習系科目については、同一名称であっても別個の授業として扱いますので、重複または再度履修することができます。

（3）その他の授業科目

枠内単位にはあわせて 16 単位を限度に、以下の科目を算入することができます。

① 文学部、経済学部、商学部提供の専門科目

ただし、当該学部が法学部学生の履修を認めた科目に限ります。

② 法学部履修規則別表第 3 に定める教職科目および博物館科目

③ 社会基本科目（履修規則（別表第 4)）

以上の科目の履修については､法学部履修規則 19 条に基づきますので､そちらを参照してください。

２６．大学院開講授業科目の先行履修制度

所定の履修条件を満たす学生は、大学院法学研究科法学政治学専攻が開講する科目のうち一定のものを先行履修することができます。

修得した単位は学部の修得単位には算入されませんが、大学院法学研究科法学政治学専攻に進学した場合、16 単位を上限として、法学研究科の修了要件単位に算入することができます。

（1） 履修条件

① 履修時に法学部の卒業予定年次（早期卒業を含む。）に在籍する者

② 大学院法学研究科法学政治学専攻に進学を希望する者

③ 前学期までに、卒業に必要な基幹教育科目 38 単位を修得している者

④ 前学期までに、枠内単位を 75 単位以上修得している者

（2）履修科目の上限

履修科目として申請することができる単位数は、学期につき 10 単位を上限とします。

大学院開講授業科目の先行履修を希望する場合は、指定の方法により指定の期日までに法学部教務担当まで願い出てください。

２７．教育職員免許状の取得

法学部の課程において取得可能な免許状の種類は以下のとおりです。

・ 中学校教諭一種免許状（社会）

・ 高等学校教諭一種免許状（公民）

教育職員免許状の取得を希望する学生は法学部教務担当まで申し出てください。

なお、高等学校教諭一種免許状（地理歴史）については、本学法学部の課程において取得可能な免許状には含まれません。この免許状は、必要とされる所定の他学部科目を履修すれば、取得ができないわけではありませんが、他学部が開講する科目であるため、履修登録を行い単位を揃えるには時間割上の困難があり、4 年間で必要な単位を全て取得できることは制度的に保証されていません。また、免許状の申請手続については、大学を通して行う一括申請の対象外であることにも注意してください。

２８．その他

（1）指定六法について

法学部試験に持ち込みができる六法（「指定六法」という）は、書き込み（下線・マーカーは除く）および挟み込みのない以下のものに限定しています。

指定六法以外の持ち込みは不正行為となります。

・ 三省堂 「デイリー六法」

・ 有斐閣 「ポケット六法」

・ 有斐閣 「六法全書」

※司法試験用六法、司法試験用法文、予備試験用六法、予備試験用法文についても、指定六法に代えて使用することができます。

（2） 大学院法学研究科（法学政治学専攻・法曹養成専攻）について

本学大学院法学研究科には、法学政治学専攻と法曹養成専攻（法科大学院）の 2 つの専攻が置かれています。

① 法学政治学専攻

法学政治学専攻は、長年にわたり法学・政治学の研究教育機関として重要な役割を果たしてきた大阪市立大学大学院法学研究科の伝統を継承しつつ、高度な水準で法学・政治学の研究を遂行するとと

もに、民主主義社会の中核を担う市民を育成する高い能力を有する研究者の養成を目指しています。このような研究者養成に照準を合わせた教育課程が、博士前期課程に設置される理論研究プログラムおよび博士後期課程です。

これに加えて、法学政治学専攻は、今日の社会状況を踏まえ、公務の領域と企業活動の領域とのいずれにおいても必要とされる合理的な判断能力の習得に留意しつつ、法学・政治学の高度な専門的知識をも備えた自律的な職業人を育成することにも意を用いています。すなわち、ますます複雑化する日本社会・国際社会が抱える様々な問題に向き合い、より専門的な法学・政治学の知見を基礎とした合理的判断に基づき、粘り強く解決の道を探ることのできる自立的な高度職業人の育成をも目指しています。主としてこの機能を担う教育課程が、博士前期課程に設置される課題展開プログラムです。

なお、法学・政治学各領域の研究者養成機能を担うのは、上述のように主として前期・後期の両博士課程を通じた一貫教育・研究で、それによって学生が自律的に研究を遂行しうる能力を涵養するという意義があります。ただし、博士前期課程の課題展開プログラムや法曹養成専攻に在籍する優秀な学生に対しても、博士後期課程への進学と研究職への道を広く開くことで、様々な背景や経歴を有する学生たちが刺激しあい、切磋琢磨できる環境を整えています。

以上に述べたような法学政治学専攻の特徴は、法学部を基礎とし、それとの接続を意識したものであることによっています。それ以外にも、外国人留学生や社会人など、多様なバックグラウンドを有する志願者に対しても広く門戸を開くとともに、法学・政治学を専攻してこなかった人であっても、その基礎的素養を確認したうえで積極的に受け入れ、法学・政治学研究者および高度職業人の養成を目指しています。

博士前期課程と博士後期課程の区別、また、理論研究プログラムと課題研究プログラムの区別等、詳細については、法学政治学専攻要覧のほか、募集要項等を確認してください。また、大学院開講授業科目の先行履修については、「２６．大学院開講授業科目の先行履修制度」も参照してください。

② 法曹養成専攻

法曹養成専攻は、大阪市の市域に設置される唯一の法科大学院として 2004 年に開設されて現在に至る大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻を継承し、大都市であるがゆえに発生する様々な法的問題に即応できる高度な法的能力を備えた、真のプロフェッションとしての法曹の養成を目指しています。

真のプロフェッションと呼び得るためには、第１に、新たな法的問題に果敢にチャレンジする精神と、法曹実務の世界においてリーダーシップを発揮し、法実務の発展を担っていこうとする意欲とを有していなければなりません。第２に、実定法の技術的な解釈に終始することなく、基礎法科目や外国法科目、隣接科目、展開・先端科目などについての深い学識に基づいて、現にある法を相対化し、批判的に検討することのできる高度の能力を備えていなければなりません。第３に、人間という存在への深い関心と紛争当事者の苦悩を真摯に受け止めることのできる豊かな人間性を備え、そのうえで、法曹としての社会的責任を十分に自覚し、公益的業務に積極的に取り組む意欲を有していなければなりません。

以上をふまえ、法曹養成専攻は、第１に、複雑化しかつ多面化する企業の法的ニーズに十全に応えるとともに、その企業活動が法の枠を超えることのないよう的確なアドバイスを提供することのできる、取引法、財産法、金融法、民事手続法、経済法、知的財産法等の諸分野についての深い造詣を有する法曹、第２に、日本国憲法の人権擁護の精神を十分に内面化したうえで、市民の日常生活に深く

かかわる取引法、財産法、金融法、家族法、民事手続法、刑事法、労働法等の諸分野に精通し、なおかつ、社会的弱者への深い理解と共感をもって、頼りがいのある法的アドバイザーとして依頼者に接するとともに、民事法律扶助事件、国選弁護事件、消費者被害の救済、外国人労働者の権利保護等の様々な分野で、公益的活動に積極的に取り組む法曹、第3に、経済および社会のグローバル化の進展に伴って多発している国際取引にかかわる紛争や外国人を当事者とする紛争に的確に対応することのできる、国際取引法、国際私法、国際人権法、外国法などについての深い造詣を有する法曹の、3つのタイプの高度な専門性を備えた法曹の養成を目指しています。

このような条件を備えた法曹を育成するためには、法学部出身者のみならず、社会人や外国人など、多様な背景を持つ志願者を広く受け入れる必要があります。それゆえ、法曹養成専攻では、法学既修者のみならず、法学未修者にも広く門戸を開きつつ、3年標準型の学生を含む全ての志願者について、法曹養成専攻の厳しい教育に耐えうるだけの基礎的学力としての、文章の正確な読解力、論理的な推論、分析、判断を的確に行うことのできる能力、そして、思考のプロセスと結果とを明確に表現する能力を有していることを、さらに、2年短縮型の志願者については、法曹養成専攻の1年次に提供される法律基本科目について、すでに基礎的な学識を有していることを確認して受け入れます。

3年標準型と2年短縮型の区別等、詳細については、法曹養成専攻要覧のほか、募集要項等を確認してください。また、法曹養成プログラムについては「２２．コース選択等」を参照してください。

（３）諸手続

学生証、通学証明書の再発行その他手続が必要になった場合は、すみやかに法学部教務担当まで届け出てください。住所・連絡先の変更（本人および家族等指定連絡人）は学生ポータル（UNIPA）から申請することができます。

2024年度〔令和6年度〕履修コース別科目表

1 講 義 科 目

	科目名	単位数	履修可能最低年次	司法	行政	企業・国際
基礎法学	法哲学	4	2	◎	◎	◎
	法社会学	4	3	◎	◎	◎
	日本法制史	4	2	★	◎	◇
	日本近代法制史	4	3	◇	◎	◇
	東洋法制史	4	3	◇	◇	◇
	西洋法制史	4	2	◎	◎	◇
	ローマ法	4	3	◎	◇	◇
公法	憲法1	4	1	★	★	★
	憲法2	2	2	★	★	◎
	行政法1	4	2	★	★	◎
	行政法2	4	3	★	★	◎
	租税法	4	3	◇	◇	◇
	刑法第1部（総論）	4	2	★	★	◎
	刑法第2部（各論）	4	2	★	◎	◎
	刑事訴訟法	4	2	★	★	◎
	刑事政策	4	2	◎	◎	◇
私法	民法第1部（総則）	4	1	★	★	★
	民法第2部（物権）	4	3	◎	◎	◎
	民法第3部（債権総論）	4	2	◎	◎	◎
	民法第4部（債権各論）	4	2	★	★	★
	民法第5部（親族・相続）	2	2	◎	◎	◎
	商法第1部（総則・商行為）	2	2	◎	◇	◎
	商法第2部（会社）	4	2	★	◎	★
	商法第3部（手形）	2	2	◎	◇	◎
	金融商品取引法	2	3	◎	◇	◎
	民事訴訟法	4	2	★	◎	★
	民事執行・保全法	2	3	◎	◇	◇
	倒産法	2	3	◇	◇	◎
社会法	労働法	4	3	◎	◎	★
	社会保障法	4	3	◇	★	◎
	経済法	2	2	◎	◎	◎
	知的財産法	2	3	◇	◎	◎

	科目名	単位数	履修可能最低年次	司法	行政	企業・国際
国際関係法・外国法	国際法	4	2	◇	◇	★
	国際組織法	4	2	◇	◇	◎
	国際経済法	4	3	◇	◇	◎
	国際私法	2	3	◎	◇	◎
	英米法	4	3	★	◇	◎
	ドイツ法	4	3	◎	◎	◎
	フランス法	4	3	◎	◇	◎
	アジア法（中国法）	4	3	◎	◇	◎
政治・行政学	政治学	4	2	◎	★	★
	比較政治学	4	2	◇	◇	◎
	政治過程論	4	3	◇	◎	◇
	政治学史	4	2	◎	★	◎
	日本政治外交史	4	3	◇	◎	◎
	欧州政治外交史	4	2	◇	◎	★
	国際政治	4	2	◇	◎	★
	行政学	4	2	◎	★	◎
	公共政策論	4	3	◇	◎	◎
	政治学特講	2	3	◇	◇	◇
共通	法学入門	2	1・編3※	★	★	★
	法曹実務入門	2	1	◎	◎	◎
	政治学概論	2	1・編3※	★	★	★
	法学政治学計量分析	2	3	◇	◇	◇
	法曹発展科目	2	3	◇	◇	◇

2 演 習 系 科 目

法政2年次演習	2	2・編3※	◇	◇	◇
専門演習	4	3	★	★	★
専門特別演習	2	3	★	★	★
演習論文	2	3	◇	◇	◇
外国語演習（英語）	2	2	◇	◇	◎
外国語演習（ドイツ語）	2	2	◇	◇	◎
外国語演習（フランス語）	2	2	◇	◇	◎
外国語演習（中国語）	2	2	◇	◇	◎

履修最低可能年次の「※」は、該当する年次の学生のみ履修できることを表す。

★ 基本科目：それぞれのコースを選択した者全てが履修することが期待される科目

◎ 標準科目：それぞれのコースの要となる科目

◇ 展開科目：幅広く学問的知識を身につけるための必要な科目

各コースにおいて基本科目の履修を第1とし、標準科目、展開科目へと順次修得することが望ましい。

2024年度　法学部専門科目開講科目表

1 講 義 科 目

科目名	単位数	開講期及び担当教員 前期	開講期及び担当教員 後期	履修可能最低年次	開講基本原則	直近開講年度	他学部履修
《基礎法学》							
法哲学	4	前期集中(安藤)		2	隔年	(22)	可
法社会学	4		阿部	3	隔年	22	
日本法制史	4	安竹		2	毎年	23	
日本近代法制史	4			3	隔年	(23)	
東洋法制史	4	前期集中(中村)		3	隔年	(21)	
西洋法制史	4			2	隔年	(23)	
ローマ法	4			3	隔年	(22)	
《公法》							
憲法1	4		水鳥	1	毎年	23	可
憲法2	2	北村(幸)		2	毎年	(23)	
行政法1	4		重本	2	毎年	23	
行政法2	4	高田		3	毎年	23	
租税法	4		酒井	3	毎年	23	
刑法第1部(総論)	4		三島	2	毎年	23	
刑法第2部(各論)	4	徳永		2	毎年	23	
刑事訴訟法	4	(福島)		2	毎年	(23)	
刑事政策	4			2	隔年	23	
《私法》							
民法第1部(総則)	4		吉原	1	毎年	23	可
民法第2部(物権)	4	(金丸)		3	毎年	(23)	
民法第3部(債権総論)	4	藤井		2	毎年	23	
民法第4部(債権各論)	4		坂口	2	毎年	23	
民法第5部(親族・相続)	2		森山	2	隔年	22	
商法第1部(総則・商行為)	2	(北村(雅))		2	毎年	(23)	
商法第2部(会社)	4		仲	2	毎年	23	
商法第3部(手形)	2	仲		2	隔年	22	
金融商品取引法	2	(梅本 他)		3	毎年	(23)	
民事訴訟法	4		岡成	2	毎年	(23)	
民事執行・保全法	2	鶴田		3	隔年	(22)	
倒産法	2			3	隔年	(23)	
《社会法》							
労働法	4		根本	3	毎年	23	可
社会保障法	4		川村	3	毎年	23	
経済法	2	(渕川)		2	毎年	23	
知的財産法	2	[松村]		3	毎年	[23]	
《国際関係法・外国法》							
国際法	4		中井	2	毎年	23	可
国際組織法	4	(桐山)		2	毎年	23	
国際経済法	4			3	隔年	(23)	
国際私法	2		(国友)	3	隔年	22	
英米法	4	勝田		3	隔年	22	

科目名	単位数	開講期及び担当教員		履修可能最低年次	開講基本原則	直近開講年度	他学部履修
		前期	後期				
ドイツ法	4		守矢	3	隔年	22	可
フランス法	4			3	隔年	(23)	
アジア法（中国法）	4			3	隔年	(23)	
《政治・行政学》							
政治学	4	永見		2	毎年	23	可
比較政治学	4		稗田	2	毎年	23	
政治過程論	4			3	隔年	(23)	
政治学史	4		宇羽野	2	毎年	23	
日本政治外交史	4	(楠)		3	隔年	(22)	
欧州政治外交史	4	野田		2	毎年	23	
国際政治	4	永井		2	毎年	23	
行政学	4		手塚	2	毎年	23	
公共政策論	4			3	隔年	(23)	
政治学特講(中国の政治と国際関係)	2	(滝田)		3	不定期	-	不可
《共通》							
法学入門	2	安竹 他		1･編3※	毎年	23	一部可
法曹実務入門	2		[原田]他	1	毎年	23	不可
政治学概論	2		永井	1･編3※	毎年	23	一部可
法学政治学計量分析	2	(西)		3	毎年	(23)	不可
法曹発展科目（刑事法）	2	[杉本(吉)]		3	毎年	[23]	不可

2 演習系科目

科目名	単位数	開講期及び担当教員		履修可能最低年次	開講基本原則	直近開講年度	他学部履修
		前期	後期				
《法政2年次演習》							
法政2年次演習	2		杉本	2※	―	―	不可
法政2年次演習	2		稗田	2※	―	―	
法政2年次演習	2	(田上)		2※	―	―	
《専門演習》							
専門演習(法社会学)	4	阿部		3	―	―	不可
専門演習(日本法制史)	4	安竹		3	―	―	
専門演習(憲法)	4	水鳥		3	―	―	
専門演習(刑法･刑事訴訟法)	4	三島		3	―	―	
専門演習(刑事法)	4	金澤		3	―	―	
専門演習(刑法)	4	徳永		3	―	―	
専門演習(民法)	4	吉原		3	―	―	
専門特別演習A(民法)	2	坂口		3	―	―	
専門特別演習B(民法)	2		藤井	3	―	―	
専門特別演習A(商法)	4	小柿		3	―	―	
専門特別演習A(民事訴訟法)	2	岡成		3	―	―	
専門特別演習B(倒産法)	2		岡成	3	―	―	
専門演習(労働法)	4	根本		3	―	―	
専門演習(社会保障法)	4	川村		3	―	―	
専門演習(国際法)	4	中井		3	―	―	
専門演習(英米法)	4	勝田		3	―	―	

科　目　名	単位数	開講期及び担当教員		履修可能最低年次	開講基本原　則	直近開講年　度	他学部履修
		前　期	後　期				
専門特別演習A（ドイツ法）	2	守矢		3	―	―	不可
専門特別演習B（ドイツ法）	2		守矢	3	―	―	
専　門　演　習（アジア法（中国法））	4	王		3	―	―	
専門特別演習A（政治学）	2	永見		3	―	―	
専門特別演習B（政治学）	2		永見	3	―	―	
専　門　演　習（政治学史）	4	宇羽野		3	―	―	
専　門　演　習（欧州政治外交史）	4	野田		3	―	―	
専門特別演習A（国際政治）	2	永井		3	―	―	
専門特別演習B（国際政治）	2		永井	3	―	―	
専門特別演習A（行政学）	2	手塚		3	―	―	
専門特別演習B（行政学）	2		手塚	3	―	―	
《　演　習　論　文　》							
演習論文（法社会学）	2		阿部	3	―	―	不可
演習論文（日本法制史）	2		安竹	3	―	―	
演習論文（憲法）	2		水鳥	3	―	―	
演習論文（刑事法）	2		金澤	3	―	―	
演習論文（刑法）	2		徳永	3	―	―	
演習論文（民法）	2		吉原	3	―	―	
演習論文（国際法）	2		中井	3	―	―	
演習論文（英米法）	2		勝田	3	―	―	
演習論文（ドイツ法）	2		守矢	3	―	―	
演習論文（政治学）	2		永見	3	―	―	
演習論文（欧州政治外交史）	2		野田	3	―	―	
演習論文（国際政治）	2		永井	3	―	―	
演習論文（行政学）	2		手塚	3	―	―	
《　外　国　語　演　習　》							
外国語演習（英語）	2	阿部		2	毎年	23	不可
外国語演習（英語）	2		北村（幸）	2	毎年	23	
外国語演習（ドイツ語）	2	守矢		2	毎年	23	
外国語演習（フランス語）	2	中井		2	毎年	23	
外国語演習（中国語）	2			2	隔年	23	

（注）1　開講期及び担当教員欄の（　）は非常勤講師、［　］は特任教授、〈　〉は特任助教によりおこなわれることを表す。

2　履修可能最低年次欄の「※」は、該当する年次の学生のみ履修できることを表す。

3　「法学入門」および「政治学概論」は原則1年次生および当年3年次編入生のみ履修可とするが、教職課程の登録を行った学生は、1年次で両科目とも修得できなかった場合に限り、2年次以降の履修を認める。

4　開講基本原則欄の「―」は開講原則未定を表す。

5　直近開講年度欄の（　）は非常勤講師、［　］は特任教授によりおこなわれたことを表す。「新」は新設科目を表す。

6　網掛け欄は2024年度不開講科目である。

7　専門特別演習Aは前期開講、専門特別演習Bは後期開講を表す。

（他学部生の履修について）

1　履修可能最低年次は、他学部生にも適用する。

2　「法学入門」および「政治学概論」は、教職課程の登録を行った学生のみ、年次にかかわらず履修を認める。

Ⅲ．規則

１．法学部履修規則

制　　定　令４．　３．２０
最近改正　令６．　１．３１

第１章　　総　則

（趣旨）
第１条　この規則は、大阪公立大学履修規程及び大阪公立大学法学部規程の定めにより大阪公立大学法学部（以下「法学部」という。）の履修要項で定める事項並びにその他の履修について必要な事項を定める。ただし、この規則にかかわらず、必要に応じ、教授会の議を経て、特例を定めることができる。

（授業科目の区分）
第２条　法学部の教育課程は、次に掲げる授業科目をもって編成する。
（１）基幹教育科目
（２）法学部が開設する専門科目（以下「法学部専門科目」という。）
（３）文学部、経済学部及び商学部が開設する専門科目のうち、当該学部が法学部学生の履修を認めた科目（以下「他学部専門科目」という。）
（４）資格科目（教職科目）
（５）博物館科目

（単位の計算方法）
第３条　基幹教育科目（次項に定めるものを除く。）及び法学部専門科目の授業は、１５時間をもって１単位とする。
２　基幹教育科目のうち次に掲げるものの授業は、３０時間をもって１単位とする。
（１）外国語科目
（２）健康・スポーツ科学科目の実習
３　基幹教育科目及び法学部専門科目以外の科目については、授業を開設する部局の定めるところによる。

（年次）
第４条　在学年数にかかわらず、年次は進行するものとする。
２　大阪公立大学学則（以下「学則」という。）第２４条第１項の規定により入学した第３年次編入学生（以下「編入学生」という。）のみを対象とするときには、「編入」を頭に付して呼ぶものとする。
３　学則第２６条第１項の規定により再入学した学生は、当初入学時より起算して年次が進行するものとみなす。

（履修手続）
第５条　学生は、各学期の指定する期間内に、次に掲げる区分に応じて、履修しようとする授業科目の履修登録をしなければならない。
（１）前期に登録する科目　通年開設科目、前期開設科目及び前期集中講義科目
（２）後期に登録する科目　後期開設科目及び後期集中講義科目
２　前項の規定にかかわらず、休学者が復学した場合には、すみやかに、履修登録をしなければならない。ただし、復学した日によっては、当該学期の履修登録をすることができない。
３　授業時間が重複する２以上の授業科目を履修登録することはできない。
４　既に単位を修得した科目と同一科目を再度履修することはできない。
５　履修登録した授業科目の追加、変更又は削除は、原則として認められない。

（履修登録できる授業科目の単位数の上限）
第５条の２　学生が前条第１項及び第２項の規定により履修登録できる授業科目の単位数（以下「履修登録単位数」という。）は、学期ごとに２４単位を上限とする。
２　前項の規定にかかわらず、２年間在学し、その間に修得した単位数が８０単位以上であって、かつ、第２１条の規定により定められた成績区分のうちＡ又はＡＡの評価を得た授業科目の単位数の合計が５６単位以上である学生が、第２９条第１項の規定による卒業の願い出を行い、この願い出が教授会の議を経て認められたときは、その学生の履修登録単位数は、３年次以降において学期ごとに３０単位を上限とする。
３　前２項の規定にかかわらず、４年次以降において、履修登録単位数は、学期ごとに２８単位を上限とする。
４　前３項の規定にかかわらず、編入学生の履修登録単位数は、学期ごとに２８単位を上限とする。ただし、４年次以降の編入学生については、学期ごとに３０単位を上限とする。
５　以下の各号に掲げる単位数は、前４項の規定により上限を定められた単位数に算入しない。
（１）教職科目の単位数（別表第３に定める科目を除く）
（２）博物館科目の単位数（別表第３に定める科目を除く）
（３）副専攻科目の単位数
（４）文学部、経済学部及び商学部以外の学部が開設する

科目の単位数
（５）第１５条の規定により、２年次において履修する専門演習等及び演習論文の単位数
（６）第２０条に定める大学院科目の単位数
（７）第２５条の規定により、留学先大学等で修得した単位が基幹教育科目、法学部専門科目又は他学部専門科目として修得したものと認められた場合におけるその単位数
（８）第２６条の規定により、既修得単位が基幹教育科目、他学部専門科目又は法学部専門科目として修得したものと認められた場合におけるその単位数
（９）総合教養科目基礎科目「日本国憲法」の単位数
６　集中講義科目の単位数は、本条第４項の規定により上限を定められた単位数に算入しない。

（配当、履修制限及びクラスの指定）
第６条　授業科目には、履修可能最低年次を設けて、各年次に配当する。
２　履修希望者数が教室の収容能力を著しく超過する場合その他教育上必要と認められる場合には、履修することができる者の範囲及び人数を制限し、又は履修クラスを指定することができる。
３　前項の履修制限又はクラス指定を、前条第１項に規定する履修登録期間に先立って行うことができる。

（法曹養成プログラム）
第６条の２　法学部の教育課程に法曹養成プログラムを置く。
２　法曹養成プログラムに関し、必要な事項は、別に定める。

第２章　基幹教育科目

（基幹教育科目の編成）
第７条　基幹教育科目は、次に掲げる科目に区分する。
（１）総合教養科目
（２）初年次教育科目
（３）情報リテラシー科目
（４）外国語科目
（５）健康・スポーツ科学科目
（６）基礎教育科目
２　法学部学生の履修できる基幹教育科目の科目名、単位数及び履修可能最低年次は、別表第１のとおりとする。
３　開設する授業科目は、年度ごとに別に定める。

（基幹教育科目の履修方法）
第８条　別表第１に定める総合教養科目から１０単位、英語科目から６単位、初修外国語から６単位、初年次教育科目から２単位、情報リテラシー科目から２単位、健康・科学スポーツ科学科目から３単位、合計２９単位を必修科目として修得しなければならない。このほか、総合教養科目又は別表第１に定める外国語科目９単位以上を選択必修科目として修得しなければならない。
２　次に掲げる科目については、当該各号に定める単位数を限度として、第１項に規定する単位に算入できる。
（１）英語選択必修科目　４単位
（２）初修外国語選択必修科目　４単位
（３）単位互換科目　１２単位
３　総合教養科目基礎科目の「日本国憲法」「法学入門」「政治学入門」については、第１項に規定する単位に算入しない。
４　編入学生については、第１項に定める初修外国語６単位のうち２単位を英語科目２単位に代えることができる。
５　編入学生については、第２項及び第３項を適用しない。

（外国語科目の履修方法）
第９条　外国語科目については、次に掲げる外国語をいずれも選択し、それぞれの語について、別表第１に定める必修科目の単位をすべて修得しなければならない。
（１）英語
（２）初修外国語（朝鮮語、中国語、ロシア語、ドイツ語又はフランス語）から１
２　外国人留学生及び日本語を母語としない学生にあっては、特例科目 日本語を修得することで初修外国語を修得したものとみなす。
３　初級履修免除を申請して認められた学生は、初修外国語６単位に替えて、当該外国語の「特修」から６単位を修得しなければならない。ただし、朝鮮語及びロシア語については、「特修」４単位、「中級１」及び「中級２」を修得しなければならない。

（健康・スポーツ科学科目の履修方法）
第１０条　健康・スポーツ科学科目については、講義から２単位、実習から１単位以上を修得しなければならない。

第３章　法学部専門科目及びその他の授業科目

（法学部専門科目の編成）
第１１条　法学部専門科目は、次に掲げる科目に区分する。

（1）講義科目
（2）演習系科目
２　法学部専門科目の科目名、単位数及び履修可能最低年次は、別表第２のとおりとする。
３　前項の規定にかかわらず、主題を括弧書きで付記することにより異なる名称の科目として開設し、又は別表第２によらない科目を開設することができる。
４　開設する科目は、年度ごとに別に定める。
５　必要に応じて、毎年度開設することを原則としない科目又はあらかじめ履修年次を限定する科目を開設することができる。

（法学部専門科目の履修方法）
第１２条　法学部専門科目については、９０単位以上を修得しなければならない。
２　前項に規定する単位（以下「枠内単位」という。）には、専門演習又は専門特別演習（以下「専門演習等」という。）により修得した４単位以上を必ず含まなければならない。

（履修コース）
第１３条　法学部専門科目は、２年次以降、次に掲げるコースに分かれて履修するものとする。
（1）司法コース
（2）行政コース
（3）企業・国際コース
２　１年次の指定する日（編入学生にあっては、入学後の指定する日）までに履修コース選択届を提出しなければならない。
３　履修に際して、別に定める履修コース別科目表を参照して科目選択をするものとする。

（専門演習等及び演習論文の履修方法）
第１４条　専門演習等と演習論文は、別個の授業科目とみなす。
２　専門演習等は、他の専門演習等と同一名称であっても、別個の授業科目とみなす。ただし、専門演習等は、同一学期において、２科目に限り履修することができる。
３　演習論文は、他の演習論文と同一名称であっても、別個の授業科目とみなす。演習論文は、同一教員が担当する当該年度の専門演習を履修している者に限り、履修することができる。
４　専門特別演習と同一教員が担当する演習論文は、当該年度に同一教員が既に担当した専門特別演習の単位を修得し、その教員が担当する専門特別演習を履修する者に限り、履修することができる。
５　専門演習等及び演習論文の修得単位は、あわせて１２単位を限度として、枠内単位に算入できる。
６　前項の規定にかかわらず、同一教員が担当する専門演習等の修得単位は、８単位を限度とする。
７　第５項の規定にかかわらず、同一学年で履修した専門演習等の修得単位は、８単位を限度とする。
８　演習論文の単位は、同一教員が担当する専門演習等であって同時に履修しているものの単位を修得した者に限り、与えることができる。

（専門演習等及び演習論文の２年次履修）
第１５条　別表第２に定める履修可能最低年次にかかわらず、次の各号をいずれも満たし、かつ、担当教員が認めた場合に限り、２年次生が専門演習等及び演習論文を履修することができる。
（1）第９条第１項又は第２項が修得しなければならないとする単位のうち、履修可能最低年次が１年次の科目の単位をすべて修得していること
（2）基幹教育科目及び専門科目その他の科目について、あわせて３２単位以上を修得していること
２　前項の規定に基づいて履修し、かつ、修得した単位は、枠内単位に算入しない。

（法政２年次演習の履修方法）
第１６条　法政２年次演習は、他の法政２年次演習と同一名称であっても、別個の授業とみなす。
２　法政２年次演習は、２年次生に限り履修することができる。編入学生については、３年次生に限り履修することができる。
３　法政２年次演習の修得単位は、４単位を限度として、枠内単位に算入できる。編入学生についても、同様とする。

（外国語演習の履修方法）
第１７条　外国語演習は、他の外国語演習と同一名称であっても、別個の授業とみなす。
２　前項の規定にかかわらず、同一名称の外国語演習は、同一学期において、１科目に限り履修することができる。
３　第１項の規定にかかわらず、同一名称の外国語演習は、あわせて３科目に限り履修することができる。
４　外国語演習の修得単位は、１２単位を限度として、枠内単位に算入できる。

（演習系科目の出席日数）
第１８条　演習系科目は、原則として、実授業時間数の３分の２以上を出席した者に対して、成績評価を行う。

（留学中の履修）
第１８条の２ 法学部学籍規則第４条に規定する留学の期間は、法学部専門科目を履修することはできない。ただし、本人の責めに帰さない事情により出国できない等やむを得ない理由がある場合に限り、教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、これを履修することができるものとする。

（他学部専門科目、教職科目及び博物館科目、社会基本科目の履修）
第１９条　別表第４に定める科目を、学部が開設する教科に関する科目（以下「社会基本科目」という。）として開講する。
２　他学部専門科目、別表第３に定める教職科目及び博物館科目並びに社会基本科目の修得単位は、あわせて１６単位を限度に、枠内単位に算入できる。

（大学院開設科目の先行履修）
第２０条　大学院法学研究科において開設される科目は、別に定めるところに従い、これを履修することができる。
２　修得した単位は、法学部の修得単位に算入しない。

第４章　　単位の認定及び卒業

（履修した授業科目の単位認定方法）
第２１条　授業科目の成績評価は、原則として、各学期末の所定の試験期に実施する試験による。ただし、通年科目については、前期試験期に中間試験を行うことができる。
２　前項の規定にかかわらず、授業科目によっては、前項に定める試験期とは別の日に試験を実施し、又はその一部若しくは全部をレポートの提出その他の方法によることができる。
３　成績は、１００点満点法により、次の区分及び基準に応じて評価し、６０点以上を合格とする。
ＡＡ（授業目標を大きく上回って達成できている）
：９０点以上
Ａ（授業目標を上回って達成できている）
：８０点以上９０点未満
Ｂ（授業目標を達成できている）
：７０点以上８０点未満
Ｃ（最低限の授業目標を達成できている）
：６０点以上７０点未満
Ｆ（最低限の授業目標を達成できていない）
：６０点未満
４　前項の規定にかかわらず、授業科目によっては、合格又は不合格で評価することができる。
５　当該科目の履修を登録し、合格した者には、所定の単位を与える。

（ＧＰＡ）
第２２条　履修登録した科目については、その成績評価に応じて、次の区分に従い、グレードポイント（以下「ＧＰ」という。）を与える。
ＡＡ：４
　Ａ：３
　Ｂ：２
　Ｃ：１
　Ｆ：０
２　次の算式に従い、グレードポイントアベレージ（以下「ＧＰＡ」という。）を算出する。
（当該科目のＧＰ×当該科目の単位数）の総和÷履修登録した科目の単位数の総和
３　ＧＰＡの算出において、次に掲げる科目を除外するものとする。
（１）成績を合格又は不合格で評価する科目
（２）教職科目及び博物館科目（別表第３に定める科目は除く）
（３）副専攻科目
（４）文学部・経済学部・商学部以外の学部が開設する科目
（５）第１５条の規定により、２年次において履修する専門演習等及び演習論文
（６）第２０条に定める大学院科目
（７）第２５条及び第２６条の規定により単位を認定した科目
（８）総合教養科目基礎科目「日本国憲法」の単位数

（不正行為）
第２３条　第２１条の規定による試験（同条第２項に規定する成績評価方法及び次条に規定する追試験を含む。以下、本条において同じ。）において不正行為を行った場合には、教授会の議を経て、当該学期に履修している全部又は一部の科目の成績を無効とすることができる。
２　学生は、試験に際して、各試験期に掲示する注意事項等を遵守しなければならない。
３　試験での不正行為の取扱いに関し、必要な事項は、別に定める。

（追試験）
第２４条　病気（学校保健安全法施行規則第１８条に定められた感染症に罹患している疑いがある場合を含む。）、親

族の死亡（２親等以内の親族又は同居の親族に限る。）、交通機関の事故、裁判員裁判への参加その他のやむを得ない事由により、第２１条第１項に定める試験期に実施する試験を受験できなかった場合には、願い出により、教授会の議を経て、追試験を認めることができる。
２　前項に定める追試験の願い出は、各試験期に指定する日までに、次の事由に応じて当該各号に定める書類を添付した追試験願の提出により行わなければならない。
（１）病気　医師の診断書
（２）親族の死亡　死亡の事実が記載された住民票記載事項証明書等
（３）交通機関の事故　遅延証明書
（４）裁判員（裁判員候補者を含む。）就任に伴う裁判への参加　裁判所からの呼出状等
（５）その他やむを得ない事由　その事実を証明できるもの
３　法学部専門科目以外の科目の追試験については、国際基幹教育機構または当該科目の授業を開設する部局の定めるところによる。

（留学先大学等で修得した単位の認定）
第２５条　学則第３２条及び第３３条に規定する留学その他の事由により大学等（大学、国内の他の大学及び短期大学、外国の大学及び短期大学並びに学則第３３条第１項に規定する大学以外の教育施設等を含む。以下本条及び第２７条において同じ。）で修得した単位は、願い出により、教授会の議を経て、３０単位を限度に、基幹教育科目、法学部専門科目又は他学部専門科目として修得したものとみなすことができる。ただし、基幹教育科目とみなすものについては、２０単位を限度とする。
２　前項の願い出を行うに当たっては、当該単位修得後（留学にあっては留学期間終了後）の最初の履修登録期間中に、これを行うものとする。

（既修得単位の認定）
第２６条　法学部に入学した学生（編入学生を除く。）が、入学前に大学等で修得した単位（通信制の大学等にあっては面接授業を含む科目に限る。）は、願い出により、教授会の議を経て、２０単位を限度に、基幹教育科目として修得したものとみなすことができる。
２　編入学生が、入学前に大学等で修得した単位（通信制の大学等にあっては面接授業を含む科目に限らない。）は、願い出により、教授会の議を経て、３８単位を限度に、基幹教育科目として修得したものとみなすことができる。
３　編入学生が、入学前に大学等で修得した法学または政治学の入門科目の単位は、願い出により、教授会の議を経て、４単位を限度に、法学部専門科目として修得したものとみなすことができる。
４　編入学生が、入学前に大学等で修得した単位（第１項と同じ。）は、願い出により、教授会の議を経て、１６単位を限度に、他学部専門科目として修得したものとみなすことができる。
５　編入学生が、入学前に大学の学部科目等履修生として修得した法学部専門科目の単位は、願い出により、教授会の議を経て、１６単位を限度に、入学後に修得したものとみなすことができる。
６　第１項から第５項までの願い出を行うに当たっては、入学した年度の前期履修登録期間中に、これを行うものとする。

（卒業）
第２７条　４年以上在学し、かつ、第８条ないし第１０条及び第１２条に規定する履修方法により、基幹教育科目を３８単位以上、法学部専門科目を９０単位以上、あわせて１２８単位以上を修得した者について、教授会の議を経て、学長が卒業を認定するものとする。
２　前項の規定にかかわらず、編入学生にあっては、２年以上在学し、かつ、前条第２項ないし第５項により認定された単位を含め、基幹教育科目を３８単位以上、法学部専門科目を９０単位以上修得した者について、教授会の議を経て、学長が卒業を認定するものとする。
３　卒業の時期は３月とする。ただし、別に定めるところにより、卒業の時期を９月とすることができる。この場合の卒業判定は、前年度までの修得単位及び当該年度前期開設科目（前期集中講義科目を除く。）の修得単位によって行う。

第２８条　前条第１項の規定にかかわらず、３年以上在学し、かつ、第８条ないし第１０条及び第１２条に規定する履修方法により、基幹教育科目を３８単位以上、法学部専門科目を９０単位以上、あわせて１２８単位以上を優秀な成績をもって修得した者について、教授会の議を経て、学長が卒業を認定するものとする。
２　前条第３項の規定にかかわらず、前項に規定する卒業の時期は３月のみとする。
３　第１項に規定する卒業の認定の基準等は、別に定める。

（中略）
附　則　（制定　令６．１．３１）
この規則は、令和６年４月１日から施行する。

【別表第1】

法学部生の履修できる基幹教育科目一覧表

科目区分			科目名	単位数	履修可能最低年次	備考
総合教養科目						
	基礎科目	人文科学	（提供されるすべての科目）	2	1	
		社会科学				「日本国憲法」「法学入門」「政治学入門」は卒業要件単位に算入しない
		自然科学				
		大阪学				
	主題科目	SDGs				
		人間・都市・社会				
		歴史と文化				
		自然と情報				
	キャリアデザイン科目					
	数理・データサイエンス科目					
初年次教育科目			初年次ゼミナール	2	1	必修
情報リテラシー科目			情報リテラシー	2	1	必修
外国語科目						
	英語科目		University English 1A	1	1	必修
			University English 1B	1	1	必修
			University English 2A	1	1	必修
			University English 2B	1	1	必修
			University English 3A	1	2	必修
			University English 3B	1	2	必修
			上記以外の英語科目	1	1～	
	初修外国語科目					
		朝鮮語	朝鮮語基礎1	2	1	必修
			朝鮮語基礎2	2	1	必修
			朝鮮語応用1	1	1	必修
			朝鮮語応用2	1	1	必修
			特修・海外語学研修	1	1，2	
		中国語	中国語基礎1	2	1	必修
			中国語基礎2	2	1	必修
			中国語応用1	1	1	必修
			中国語応用2	1	1	必修
			特修・海外語学研修	1	1，2	
		ロシア語	ロシア語基礎1	2	1	必修
			ロシア語基礎2	2	1	必修
			ロシア語応用1	1	1	必修
			ロシア語応用2	1	1	必修
			特修・海外語学研修	1	1，2	
		ドイツ語	ドイツ語基礎1	2	1	必修
			ドイツ語基礎2	2	1	必修
			ドイツ語応用1	1	1	必修
			ドイツ語応用2	1	1	必修
			特修・海外語学研修	1	1，2	
		フランス語	フランス語基礎1	2	1	必修
			フランス語基礎2	2	1	必修
			フランス語応用1	1	1	必修
			フランス語応用2	1	1	必修
			特修・海外語学研修	1	1，2	
	※初級履修免除を申請して認められた学生は、初修外国語6単位に替えて、当該外国語の「特修」から6単位を修得しなければならない。ただし、朝鮮語及びロシア語については、「特修」4単位、「中級1」及び「中級2」を修得しなければならない。					
特例科目 ※外国人留学生および日本語を母語としない学生は日本語科目を履修し単位を修得した場合、初修外国語の単位として認定される。			日本語1A	1	1	
			日本語1B	1	1	
			日本語2A	1	1	
			日本語2B	1	1	
			日本語3A	1	1	
			日本語3B	1	1	
健康・スポーツ科学科目						
	講義		健康・スポーツ科学概論	2	1	必修
	実習		健康・スポーツ科学実習	1	1	必修

【別表第2】

法学部専門科目一覧表

1 講 義 科 目

	科目名	単位数	履修可能最低年次
基礎法学	法哲学	4	2
	法社会学	4	3
	日本法制史	4	2
	日本近代法制史	4	3
	東洋法制史	4	3
	西洋法制史	4	2
	ローマ法	4	3
公法	憲法1	4	1
	憲法2	2	2
	行政法1	4	2
	行政法2	4	3
	租税法	4	3
	刑法第1部（総論）	4	2
	刑法第2部（各論）	4	2
	刑事訴訟法	4	2
	刑事政策	4	2
私法	民法第1部（総則）	4	1
	民法第2部（物権）	4	3
	民法第3部（債権総論）	4	2
	民法第4部（債権各論）	4	2
	民法第5部（親族・相続）	2	2
	商法第1部（総則・商行為）	2	2
	商法第2部（会社）	4	2
	商法第3部（手形）	2	2
	金融商品取引法	2	3
	民事訴訟法	4	2
	民事執行・保全法	2	3
	倒産法	2	3
社会法	労働法	4	3
	社会保障法	4	3
	経済法	2	2
	知的財産法	2	3
国際関係法・外国法	国際法	4	2
	国際組織法	4	2
	国際経済法	4	3
	国際私法	2	3
	英米法	4	3
	ドイツ法	4	3
	フランス法	4	3
	アジア法（中国法）	4	3

	科目名	単位数	履修可能最低年次
政治・行政学	政治学	4	2
	比較政治学	4	2
	政治過程論	4	3
	政治学史	4	2
	日本政治外交史	4	3
	欧州政治外交史	4	2
	国際政治	4	2
	行政学	4	2
	公共政策論	4	3
	政治学特講	2	3
共通	法学入門	2	1･編3※
	法曹実務入門	2	1
	政治学概論	2	1･編3※
	法学政治学計量分析	2	3
	法曹発展科目	2	3

2 演 習 系 科 目

法政2年次演習		2	2･編3※
専門演習		4	3
専門特別演習		2	3
演習論文		2	3
外国語演習（英語）		2	2
外国語演習（ドイツ語）		2	2
外国語演習（フランス語）		2	2
外国語演習（中国語）		2	2

3 教 科 教 育 法 科 目

社会科・公民科教育法1A		2	2
社会科・公民科教育法2A		2	2
社会科（地歴分野）教育法1A		2	2
社会科（地歴分野）教育法2A		2	2

※あらかじめ履修年次を限定する科目

教職科目

科　目　名	単位数
教育基礎論	2
発達・学習論	2
教育制度論	2

博物館科目

科　目　名	単位数
生涯学習概論	2
博物館概論	2
博物館経営論	2
博物館資料論	2
博物館資料保存論	2
博物館展示論	2
博物館教育論	2
博物館情報・メディア論	2

社会基本科目

科目名	単位数
日本史通論A	2
日本史通論B	2
世界史通論	2
東洋史通論	2
西洋史通論	2
地理学概論A	2
地理学概論B	2
地誌学A	2
地誌学B	2
自然地理学概論	2
地図学	2
地図情報学	2
社会学概論A	2
社会学概論B	2
マクロ経済学1	2
マクロ経済学2	2
ミクロ経済学1	2
ミクロ経済学2	2
国際経済学入門	2
経済開発論	2
社会経済論	2
産業経済論	2
中国経済論	2

科目名	単位数
哲学概論1	2
哲学概論2	2
倫理学概論1	2
倫理学概論2	2
宗教学概論1	2
宗教学概論2	2
心理学概論1	2
心理学概論2	2

２．法曹養成プログラムに関する規則

制　　定　令４．４．１
最近改正　令４．７．２７

（趣旨）
第１条　この規則は、法学部履修規則第６条の２第２項の規定に基づき、法曹養成プログラムに関し、必要な事項を定める。

（登録の願い出）
第２条　年度の終了時に本法学部に２年以上在学することが見込まれる学生（編入学生を除く。以下同じ。）は、法曹養成プログラムへの登録の願い出をすることができる。ただし、年度の終了時に本法学部に４年以上在学することが見込まれる学生は、この限りでない。
２　前項の願い出は、前項に定める在学期間が満了する前の指定の期日までに、指定の書式によって行わなければならない。

（登録の願い出の承認）
第３条　前条の規定により法曹養成プログラムへの登録の願い出をした学生が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するときは、教授会の議を経て、その願い出を認めることができる。
（１）本法学部の在学期間が２年以上４年未満であること
（２）前号の在学期間中に修得した単位数が８０単位以上であること
（３）第１号の在学期間中に修得した法学部専門科目（他学部専門科目、教職科目及び博物館科目を除く。以下同じ。）の単位数のうち、法学部履修規則第２１条の規定により定められた成績区分におけるＡ又はＡＡの評価を得た授業科目の単位数の合計が３０単位以上であること

（定員）
第４条　前条の規定により法曹養成プログラムへの登録の願い出を認めることができる学生の人数は、年度ごとに２０名を上限とする。

（選考基準）
第５条　第２条の規定により法曹養成プログラムへの登録を願い出た学生の人数が前条に定める定員を超えたときは、次の各号に定めるところに従い、選考を行う。
（１）法学部履修規則第２２条の規定により算出されたＧＰＡの数値が高い学生を優先する。
（２）ＧＰＡの数値が同じときは、法学部履修規則第２１条の規定により定められた成績区分におけるＡ又はＡＡの評価を得た授業科目（法学部専門科目に限る。）の単位数が多い学生を優先する。

（登録の解除）
第６条　第３条の規定により法曹養成プログラムへの登録の願い出が認められた学生（以下「法曹養成プログラム履修生」という。）がその願い出の取下げを申し出たときは、教授会の議を経て、その申し出を認めることができる。

（履修方法）
第７条　法曹養成プログラム履修生は、次の各号に掲げる科目群の区分に応じ、当該各号に定める単位数以上を修得しなければならない。
（１）必修科目群　４６単位
（２）選択必修科目群　１６単位
２　前項各号に掲げる各科目群に属する科目は、別表のとおりとする。

（成績評価の方法）
第８条　前条第１項第１号に定める科目群に属する科目（専門演習及び専門特別演習を除く。）の成績評価の方法には、論文式試験を含まなければならない。

（法曹養成プログラムの修了）
第９条　法曹養成プログラム履修生が、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するときは、教授会の議を経て、法曹養成プログラムの修了を認めることができる。
（１）第７条に定める履修方法により、必要な単位数を修得したこと
（２）法学部専門科目の修得単位数のうち、法学部履修規則第２１条の規定により定められた成績区分におけるＡ又はＡＡの評価を得た授業科目の単位数の合計が６０単位以上であること
（３）法学部履修規則第２７条又は２８条の規定により、卒業の認定を受けた者
２　前項の規定にかかわらず、在学年数が５年を超えるときは、この限りでない。
３　法学部長は、法曹養成プログラムを修了した学生に対して、修了証を授与する。

附　則
（施行期日）
この規則は、令和４年４月１日から施行する。
附　則（改正　令４．７．２７）
この規則は、令和４年７月２７日から施行する。

別　表

科目群名	科目名
必修科目群	憲法１、憲法２ 刑法第１部、刑法第２部、刑事訴訟法 民法第１部、民法第２部、民法第３部、民法第４部、商法第２部、民事訴訟法 専門演習（専門特別演習を含む）
選択必修科目群	法哲学、法社会学、日本法制史、日本近代法制史、東洋法制史、西洋法制史、ローマ法 労働法、社会保障法、経済法、知的財産法 国際法、国際組織法、国際経済法、国際私法、英米法、ドイツ法、フランス法、アジア法（中国法） 政治学、比較政治学、政治過程論、政治学史、日本政治外交史、欧州政治外交史、国際政治、行政学、公共政策論

Ⅳ．付録

１．大阪公立大学法学会会則

制　　定　昭24.4.1
最近改正　令4.2.8

（名　　称）
第１条　本会は、大阪公立大学法学会と称する。
（事　務　所）
第２条　本会は、事務所を大阪公立大学法学部におく。
（目　　的）
第３条　本会は、法学・政治学に関する研究・教育及びその助成を目的とする。
（事　　業）
第４条　本会は、前条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。
(1)　「法学雑誌」の発行
(2)　「法学叢書」の編集
(3)　研究会の開催
(4)　その他、評議員会において適当と認めた事業
（会　　員）
第５条　本会の会員は、次の者とする。
(1)　正 会 員　法学研究科の専任教員及び特任教員
(2)　名誉会員　下の各号に該当する者
①　大阪市立大学法学部又は法学研究科の名誉教授
②　法学研究科の名誉教授
③　本会に特別の寄与をした者であって評議員会が認めた者
(3)　賛助会員　本会の目的趣旨に賛同し、所定の会費を納入する者
(4)　学生会員　法学部学生並びに法学研究科学生及び研究生
(5)　特別会員　下の各号に該当する者で、入会を希望し、評議員会が認めた者
①　法学研究科又は大阪市立大学法学部若しくは法学研究科の専任教員であった者
②　法学部又は法学研究科の非常勤講師（基幹教育科目の法学・政治学関係科目の担当者を含む。）
③　法学研究科又は大阪市立大学法学研究科に在学した者で、法学・政治学関係の研究職、専門職にある者
④　その他、前各号の規定に準じる者で正会員より推薦があった者
（評 議 員 会）
第６条　本会に評議員会をおく。
(1)　評議員会は、正会員で構成する。但し、法学研究科の特任教員は、この限りでない。
(2)　評議員会は、随時会長がこれを招集する。
(3)　評議員会は、事業報告、決算報告、予算審議、その他重要事項の決定を行う。
(4)　評議員会は、評議員総数の２分の１以上の出席がなければ開催することができない。
(5)　評議員会の議決は、出席者の過半数の賛成による。
（役　　員）
第７条　本会の会務を処理するため次の役員をおく。
(1)　会　　長　１名
(2)　編集・研究会委員　４名
(3)　庶　務　委　員　４名
(4)　会　計　委　員　１名
(5)　会 計 監 査 委 員　１名
２　役員は、評議員会において互選する。役員の任期は２年とする。ただし、重任を防げない。
（事務担当者）
第８条　会長は、本会の事務を処理するため、事務担当者を委嘱することができる。
（会　　費）
第９条　会員は、本会に、次に定める会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員を除く。

(1)	正 会 員	年額		16,800円
(2)	賛助会員	年額	法人　１口	30,000円
			個人　１口	30,000円
(3)	学生会員	年額		5,000円
		（入学時に標準年数分一括納入）		
(4)	特別会員	年額		5,000円

（会 計 年 度）
第10条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月31日に終わる。
（会則の改正）
第11条　本会則の改正は、評議員会の議決による。ただし、この議決は、出席者の３分の２以上の賛成を必要とする。

附　則（略）

２．教員名簿

○教員【研究科・学部】

研究科長・学部長	教　授	手塚　洋輔

（基礎法学）

法社会学	教　授	阿部　昌樹
日本法制史	教　授	安竹　貴彦

（公法）

憲法	教　授	水鳥　能伸
憲法	准教授	北村　幸也
行政法	教　授	高田　倫子
行政法	准教授	重本　達哉
租税法	教　授	酒井　貴子
刑法	教　授	三島　聡
刑法	教　授	金澤　真理
刑法	准教授	徳永　元
刑事訴訟法	准教授	松倉　治代

（私法）

民法	教　授	森山　浩江
民法	教　授	杉本　好央
民法	教　授	坂口　甲
民法	准教授	藤井　徳展
民法	准教授	吉原　知志
商法	教　授	高橋　英治
商法	教　授	小柿　徳武
商法	准教授	仲　卓真
民事訴訟法	教　授	鶴田　滋
民事訴訟法	准教授	岡成　玄太

（社会法）

労働法	教　授	根本　到
社会保障法	准教授	川村　行論

（国際関係法・外国法）

国際法	教　授	中井　愛子
英米法	教　授	勝田　卓也
ドイツ法	教　授	守矢　健一
アジア法	教　授	王　晨

（政治・行政学）

政治学	教　授	永見　瑞木
比較政治学	教　授	稗田　健志
政治学史	教　授	宇羽野明子
欧州政治外交史	教　授	野田　昌吾

国際政治	教　　授	永井　史男
行政学	教　　授	手塚　洋輔

（実務家教員）

民事法	特任教授	原田　裕彦
民事法	特任教授	仲田　　哲
民事法	特任教授	山本　健司
民事法	特任教授	松村　信夫
民事法	特任教授	溝渕　雅男
民事法	特任教授	塩見　卓也
刑事法	特任教授	髙見　秀一
刑事法	特任教授	杉本　吉史

○非常勤講師

（学部）

法哲学	安藤　　馨	一橋大学大学院法学研究科
東洋法制史	中村　正人	金沢大学人間社会学域法学類
刑事訴訟法	福島　　至	坂口俊幸法律事務所
民法第２部（物権）	金丸　義衡	甲南大学法学部
商法第１部（総則・商行為）	北村　雅史	関西大学法務研究科
金融商品取引法	梅本　剛正	甲南大学全学共通教育センター
金融商品取引法	針生　正則	株式会社大阪取引所
金融商品取引法・法曹実務入門	池田　　聡	中之島シティ法律事務所
経済法	渕川　和彦	慶應義塾大学法学部
国際組織法	桐山　孝信	大阪公立大学名誉教授
国際私法	国友　明彦	大阪公立大学名誉教授
日本政治外交史	楠　　綾子	国際日本文化研究センター
政治学特講（中国の政治と国際関係）	滝田　　豪	京都産業大学法学部
法曹実務入門	川上　博之	ゼラス法律事務所
法曹実務入門	田中　幸佑	中央総合法律事務所
法曹実務入門	安藤　良平	荒鹿法律事務所
法曹実務入門	冨田　真平	きづがわ共同法律事務所
法曹実務入門	加納　淳子	第一法律事務所
法曹実務入門	松田　真紀	うるわ総合法律事務所
法曹実務入門	玉野まりこ	法律事務所つむぎ
法曹実務入門	仲岡しゅん	うるわ総合法律事務所
法曹実務入門	高橋　幸平	梅田総合法律事務所
法曹実務入門	田渕　大介	株式会社鴻池組
法曹実務入門	道上　達也	北門総合法律事務所
法学政治学計量分析	西　　耕平	神戸大学大学院法学研究科博士後期課程
法政２年次演習	田上　智也	

（研究科）

外国法研究	高田　　篤	大阪大学大学院法学研究科
国際政治研究	滝田　　豪	京都産業大学法学部
人権の基礎理論・公法総合演習Ａ・ 憲法訴訟理論の展開・公法理論の展開	渡邊　　賢	大阪公立大学名誉教授
公法理論の展開	松戸　　浩	立教大学大学院法務研究科
民事訴訟法総合演習	髙田　昌宏	早稲田大学法学学術院

刑事法理論の展開	川﨑　英明	関西学院大学名誉教授
公法系訴訟実務の基礎	山下　侑士	共栄法律事務所
民事模擬裁判	辰田　昌弘	辰田法律事務所
民事模擬裁判・中小企業向け法律相談	高橋　幸平	梅田総合法律事務所
中小企業向け法律相談	小原　正敏	きっかわ法律事務所
中小企業向け法律相談	草尾　光一	草尾法律事務所
中小企業向け法律相談	道上　達也	北門総合法律事務所
環境法	曾和　俊文	関西学院大学名誉教授
消費者法	坂東　俊矢	京都産業大学法学部
経済法１・経済法２・経済法演習	渕川　和彦	慶應義塾大学法学部
国際経済法	平　　覚	大阪市立大学名誉教授
金融・保険法	石田　眞得	関西学院大学法学部
国際財産法・国際家族法・国際民事手続法	国友　明彦	大阪公立大学名誉教授
中小企業法	生熊　長幸	大阪市立大学名誉教授
中小企業法	村上　幸隆	土佐堀法律事務所
中小企業法	岡本　　岳	岡本・豊永法律事務所
中小企業法	和久井理子	京都大学大学院法学研究科
中小企業法	中原　茂樹	関西学院大学司法研究科
中小企業法	赫　　高規	関西法律特許事務所
中小企業法	髙橋　　眞	大阪市立大学名誉教授

３．教員の略歴と主要研究業績

紹 介 項 目

略歴と主要研究業績
1．略　歴
　① 出身地
　② 出身大学・大学院
　③ 職　歴
　④ 海外研究歴
2．主要研究業績

阿 部 昌 樹　教授

1．略歴
①群馬県生まれ ②1983 年京都大学法学部卒業、1989 年京都大学大学院法学研究科後期博士課程中途退学 ③1989 年京都大学法学部助手、1992 年大阪市立大学法学部助教授、2000 年同教授、2022 年大阪公立大学大学院法学研究科教授 ④1986 年～1988 年ノースウエスタン大学留学、1994 年～1995 年ウィスコンシン大学在外研究
2．主要研究業績
著書:
・『ローカルな法秩序』(勁草書房・2002 年)
・『争訟化する地方自治』(勁草書房・2003 年)
・『自治基本条例:法による集合的アイデンティティの構築』(木鐸社・2019 年)
論文:
・「区域・政治・法:八重山教科書問題をめぐって」大島和夫他編『民主主義法学と研究者の使命』(日本評論社・2015 年) 271-293 頁
・「狭域の自治」阿部昌樹他編『自治制度の抜本的改革』(法律文化社・2017 年)107-138 頁
・「条例制定過程におけるナショナルな言説とローカルな言説の交錯」上石圭一他編『現代日本の法過程・上巻』(信山社・2017 年)5-26 頁
・「ルールからスタンダードへ:東京都環境確保条例の改正をめぐって」ダニエル・H・フット他編『法の経験的社会科学の確立に向けて』(信山社・2019 年)295-313 頁
・「経験的法社会学の研究実践」法と社会研究 5 号(2020 年) 3-28 頁

安 竹 貴 彦　教授

1．略歴
①大阪府生まれ ②1986 年大阪市立大学法学部卒業、1991 年同大学法学研究科後期博士課程単位取得退学 3 ③1991 年同大学助教授、2002 年同大学法学研究科教授
2．主要研究業績
・『青林書院　日本法制史』(浅古弘・伊藤孝夫・植田信廣・神保文夫編)分担執筆(2010)
・『和歌山の部落史』(史料編・通史編)分担編集・執筆(明石書店 2014 完結)
・『大阪「断刑録」－明治初年の罪と罰』(牧英正法学部名誉教授との共著、阿吽社、2017)
・「紀州藩の生命刑と牢番頭－『国律』成立以前を中心に(「部落問題研究」201 号、2012)
・「紀州藩の追放刑と牢番頭」(社団法人和歌山人権研究所「紀要」第 4 号、2013)
・「18 世紀半ば～19 世紀初めにおける大坂町奉行所の捜査・召捕とその補助者」(『近世大坂と被差別民社会』所収、清文堂、2015)
・「18 世紀前半における紀州藩の広域捜査－牢番頭家文書からうかがう－」(『幕藩法の諸相』所収、汲古書院、2019)
・「『諸吟味書』の世界－明治初年大阪府の断獄」(『周縁的社会集団と近代』所収、清文堂出版、2022)

水 鳥 能 伸　教授

1．略歴
①兵庫県生まれ ②1983 年立命館大学法学部卒業、1995 年広島大学大学院社会科学研究科(法律学専攻)単位取得退学、2006 年博士(法学) ③1995 年安田女子短期大学講師、1998 年安田女子大学助教授、2006 年大阪府立大学教授、2022 年大阪公立大学教授 ④1992 年-1995 年パリ第 2 大学第 3 課程留学(大学上級免状取得)、2014 年リヨン第 2 大学招聘教授
2．主要研究業績
主著(専門書・教科書等):
・単著『亡命と家族 Asile et Famille 戦後フランスにおける外国人法の展開』(有信堂、20015 年、470 頁)
・共著『謎解き 日本国憲法(第2版)』(有信堂、2019 年、204 頁)
・共著『判例で学ぶ日本国憲法(第2版)』(有信堂、2016 年、226 頁)
・共著『リーガマインド入門(第2版)』(有信堂、2019 年、240 頁)他
主論文:
・「入管・難民認定法上の一時庇護上陸制度と日本国憲法」、長谷川憲・植野妙実子・大津浩編著『プロバンスからの憲法学』、敬文堂 2023 年、239 頁-251 頁。
・《La révision de la Constitution japonaise sur la liberté de renoncer à l nationalité garantit-elle jusqu'à la liberté d'être apatride ?》, in Voyage et rencontres en droit public Mélanges et l'honneur de Ken Hasegawa, sous la dir. P.BRUNET et H.Yamamoto, Mare & Martin, Paris, 2023, pp. 217 - 227.
・《Sur la nécessaire constitutionnalisation du principe de gratuité de l'enseignement supérieur au Japon》, in L'irréductible originalité des systèmes constitutionnels à la lumière des expériences française et japonaise, sous la dir. J. BOUDON, Société de législation comparée, Paris, 2021, pp.143 - 154.

・「フランスにおける亡命権(庇護権)保障」、日仏法学30巻、日仏法学会、2019年、1頁-34頁。
・《L'Étranger, un homme marginalisé dans la Démocratie - Le droit de vote des étrangers au Japon, 20 ans après la décision inattendue de la Cour suprême》, in https://www/legiscompare.fr/web/IMG/pdf/xii_franco-japonais.pod(最終確認2022.2.14.), 2019, pp.77 - 85.
・《Liberté universitaire : un concept dépassé ?》,in Rencontre franco-japonaise autour des transferts de concepts juridiques, sous la dir. P.BRUNET, Mare & Martin, Paris, 2014, pp. 285 - 301. 他

北 村 幸 也　准教授

1. 略歴
①大阪府堺市生まれ ②2010 年大阪大学法学部法学科卒業、2012 年京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻(法科大学院)専門職学位課程修了、2016 年京都大学大学院法学研究科法政理論専攻博士後期課程修了 ③2016 年京都大学大学院法学研究科特定助教、2017 年京都工芸繊維大学基盤科学系助教、2023 年同准教授 ④なし
2. 主要研究業績
主著:
・『裁判と法律のあいだ――ドイツ憲法の視角から――』(成文堂、2020 年)
主論文:
・「法解釈における「立法者意思」と立法資料――ドイツ法の現状分析と日独比較」京都工芸繊維大学学術報告書 15 巻(2023 年)47-76 頁
・「現代ドイツの「密かな革命」?――法解釈方法論の憲法的意義をめぐって」文明と哲学 10 号(2018 年)217-233 頁

高 田 倫 子　教授

1. 略歴
①茨城県生まれ、大阪府堺市出身 ②2005 年大阪大学法学部卒業、2007 年大阪大学大学院法学研究科博士前期課程修了、2013 年大阪大学大学院法学研究科博士後期課程修了〔博士(法学)〕 ③2013 年～2014 年大阪大学大学院法学研究科助教、2014 年～2018 年中京大学法学部准教授、2018 年～大阪市立大学大学院法学研究科准教授 ④2009 年～2011 年ドイツ・ブツェリウス・ロースクール留学(DAAD 奨学生)、2018 年～2019 年ドイツ・ブツェリウス・ロースクール留学(フンボルト財団奨学生)
2. 主要研究業績
主論文:
・「行政裁量の法構造的把握－H. Kelsen による法学的方法の展開とその現代的意義」阪大法学 58 巻 6 号 1405-143 頁(2009 年)
・「ドイツ行政裁量論における憲法の構造理解とその変遷(1)～(3・完)－行政に対する司法の地位に関する一考察－」阪大法学 62 巻 2 号 487-510 頁、同 5 号 1443-1465 頁、同 6 号 1783-1803 頁(2012～2013 年)
・「行政による法の適用の再構成(1)～(2・完)－ドイツにおける規整裁量をめぐる論争を手がかりに－」中京法学 50 巻 2 号 63-114 頁、同 3・4 号 273-304 頁(2015～2016 年)
・「ドイツにおける法段階説の受容と展開－『裁判官による法形成』を巡る議論の一断面－」中京法学 51 巻 4 号 109-142 頁(2017 年)
・「行政訴訟における事実認定の審査とその限界」法学雑誌 68 巻 3 号 324-347 頁(2021 年)、同 69 巻 2 号(2022 年刊行予定)

重 本 達 哉　准教授

1. 略歴
①大阪府箕面市生まれ ②2003 年京都大学法学部卒業、2005 年同大学院法学研究科修士課程修了、2009 年同博士後期課程単位取得満期退学(2010 年同博士後期課程修了〔博士(法学)〕)。 ③2009 年京都大学大学院法学研究科研究員(科学研究)、2010 年同助教、2011 年近畿大学法学部特任講師、2013 年同専任講師、2014 年同准教授、2015 年大阪市立大学大学院法学研究科准教授。2022 年～大阪府行政不服審査会委員、2022 年～大阪府個人情報保護審議会委員、2018 年～2019 年＆2022 年～大阪市情報公開審査会委員など。 ④2019 年 10 月～2021 年 9 月ベルリン・フンボルト大学法学部客員研究員
2. 主要研究業績
主論文:
・「ドイツにおける行政執行の規範構造―行政行為と行政執行の法的関連性を中心に―(一)～(二)・完」法学論叢 166 巻 4 号 109-127 頁、同 167 巻 1 号 39-67 頁(2010 年)
・「ドイツにおける行政執行の例外の諸相―即時強制及び略式手続の法的構造―(一)～(二)・完」法学論叢 169 巻 1 号 38-60 頁、同 169 巻 2 号 52-80 頁(2011 年)
・「不利益処分・行政執行に関する行政手続」法律時報 87 巻 1 号(2015 年)39-46 頁
・「洪水防御に係る 2017 年ドイツ水管理法(Wasserhaushaltsgesetz)改正の一断面」京都大学防災研究所年報 62 号 B(2019 年)786-794 頁
・「ドイツの水関連法体系」「EU の水関連法体系」水文・水資源学会編『水文・水資源ハンドブック〔第 2 版〕』(朝倉書店、2022 年)489-493、497-501 頁

酒 井 貴 子　教授

1. 略歴
①京都府生まれ ②1995 年横浜市立大学卒業、1996 年京都大学大学院修士課程修了、2007 年京都大学大学院博士後期課程修了 ③2002 年京都大学大学院研究助手、2003 年大阪府立大学専任講師、2007 年大阪府立大学准教授、2018 年大阪府立大学教授 ④2012 年アメリカ合衆国ニュー

ヨークロースクール在外研究
2. 主要研究業績
主著:
・『法人課税における租税属性の研究』(成文堂、2011 年)。
・『租税法』(共著)(日本評論社、2020 年)。
・『租税法(第 4 版)』(共著)(有斐閣、2023 年)。
主論文:
・「仕入税額控除とインボイスを巡る事案の検討―欧州司法裁判所判例を中心に―」同志社法学 429 号 495 頁(2022 年)
・「米国法人所得課税における非対称的扱いの再検討」渋谷雅弘他編著『水野忠恒先生古稀記念論文集公法・会計の制度と理論』481 頁(中央経済社、2022 年)
・「近時における消費税法の改正と課題―軽減税率と適格請求書等保存方式を中心に」租税法研究 49 号 21 頁(2021 年)。
・「オーストラリア所得税法における一般的租税回避否認規定」税法学 577 号 99 頁(2017 年)。
・「法人グループの持株要件とその課税問題―「みせかけ連結」を素材として」税法学 566 号 207 頁(2011 年)。

三 島 聡　教授

1. 略歴
①北海道生まれ ②1986 年一橋大学法学部卒業、1995 年同大学大学院法学研究科博士課程単位取得退学 ③1990～1992 年第 44 期司法修習生、1995 年 10 月本学助教授、2007 年 4 月より現職 ④2002 年 9 月～2004 年 3 月イギリス・リーズ大学法学部刑事司法研究センター客員研究員
2. 主要研究業績
・「現代刑法学における『国家による保護』と『国家からの自由』」小田中聰樹古稀記念論文集下巻 82～118 頁(日本評論社、2005 年)
・「職務質問およびその付随行為における『任意』――日常用語的理解は誤りなのか」法学雑誌 64 巻 4 号 883～909 頁(2019 年)
・「警察官の違法・不当な職務執行にたいする外部的統制――カナダ・オンタリオ州の苦情処理および捜査・告発制度」大出良知・高田昭正・川崎英明・白取祐司古稀祝賀『刑事法学と刑事弁護の協働と展望』336～375 頁(現代人文社、2020 年)
・「刑事施設独自の医療から社会共通的な医療へ――イングランド刑事施設医療の保健省移管をめぐって」赤池一将編『刑事施設の医療をいかに改革するか』239～260 頁(日本評論社、2020 年)
・「ソーシャルワーカーが『ソーシャルワーカー』として中核を担う社会内処遇・非拘禁的措置――スコットランド・地域に根ざした役務提供と中央政府による組織化の動き」土井政和・福島至古稀祝賀論文集(現代人文社、2022 年刊行予定)
・『刑事法への招待』(現代人文社、2004 年)
・『性表現の刑事規制――アメリカ合衆国における規制の歴史的考察』(有斐閣、2008 年)
・『刑事司法改革とは何か――法制審議会特別部会「要綱」の批判的検討』(現代人文社、2014 年)〔共編著〕
・『裁判員裁判の評議デザイン――市民の知が活きる裁判をめざして』(日本評論社、2015 年)〔編著〕
・『2016 年改正刑事訴訟法・通信傍受法条文解析』(日本評論社、2017 年)〔共編著〕
・『裁判員裁判の評議を解剖する』(日本評論社、2023 年)〔共著〕

金 澤 真 理　教授

1. 略歴
①奈良県生まれ、大阪府出身 ②1990 年東北大学法学部卒業、1998 年東北大学法学研究科後期博士課程修了 ③1998 年山形大学講師、1999 年同助教授、2010 年本学教授、2021 年本学副学長 ④2003 年～2004 年ドイツ・フライブルク大学刑法法理論研究所客員研究員
2. 主要研究業績
著書:
・『中止未遂の本質』(成文堂、2006 年)(単著)
・『検証・自動車運転死傷行為等処罰法』(日本評論社、2020 年)(分担執筆)
・『再犯防止から社会参加へ』(日本評論社、2021 年)(共著)
・『新・コンメンタール刑法〔第 2 版〕』(日本評論社、2021 年)(共編著)
・『＜市民＞と刑事法〔第 5 版〕』(日本評論社、2022 年)(分担執筆)
論文:
・「執行猶予」法学教室 454 号(2018 年)115－120 頁
・「結合犯とその未遂」大阪市立大学法学雑誌 64 巻 4 号(2019 年)28－48 頁
・「日本における未遂論の発展」高田昌宏、野田昌吾、守矢健一編『法における伝統と革新』(信山社、2020 年)295-311 頁
・「不作為による犯人隠避と職務における処罰妨害」大阪市立大学法学雑誌 67 巻 1 号(2021 年)1－33 頁
・「強制わいせつ罪における行為の性的な意味について」高橋則夫先生古稀祝賀論文集下巻(成文堂、2022 年)267-281 頁
・「自由刑受刑者への処遇の義務づけ」土井政和先生・福島至先生古稀祝賀論文集(現代人文社、2022 年)

徳 永 元　准教授

1. 略歴
①熊本県生まれ ②2011 年九州大学法学部卒業、2016 年九州大学大学院法学府法政理論専攻博士後期課程修了(博士(法学)) ③2016 年九州大学大学院法学研究院助教
2. 主要研究業績
・「責任主義における期待可能性論の意義について(一)～(三)」九大法学 107 号(2013 年)1-54 頁、同 108 号(2014 年)1-60 頁、同 109 号(2014 年)1-59 頁
・「責任主義に関する一考察――フランス刑法における限定

責任能力の展開を素材として――」法学雑誌 64 巻 4 号(2019 年)931-970 頁
・「高齢犯罪者・受刑者と刑法解釈学」金澤真理・安田恵美・髙橋康史編『再犯防止から社会参加へ ヴァルネラビリティから捉える高齢犯罪者』(日本評論社、2021 年)67-94 頁
・「過剰防衛における責任減少――過剰防衛論の再検討――」法学雑誌 68 巻 4 号(2022 年)421-451 頁

松 倉 治 代　准教授

1. 略歴
①愛知県出身 ②2006 年立命館大学法学部卒業、2012 年立命館大学大学院法学研究科博士課程後期課程修了 ③2009 年～2011 年(独)日本学術振興会特別研究員 DC2、2010 年～2014 年近畿大学通信教育部非常勤講師、2012 年 4 月～同年 6 月立命館大学衣笠総合研究機構ポストドクトラルフェロー
2. 主要研究業績
・葛野尋之＝中川孝博＝渕野貴生編『判例学習刑事訴訟法(第 3 版)』(法律文化社)
・「身分秘匿捜査と自己負罪からの自由 欧州人権裁判所アラン事件判決の意義」大出良知先生・高田昭正先生・川崎英明先生・白取祐司先生古稀記念論文集(2020 年)
・「最新刑事判例を読む(8)最一小判平 30・5・10」季刊刑事弁護 98 号(2019 年)123～127 頁
・「憲法 38 条 1 項の保護対象は『供述』に限られるか――ドイツにおける呼気検査制度をめぐる議論を検討素材として」立命館法学 375=376 号(2018 年)396～421 頁
・「刑事手続における Nemo tenetur 原則(1)～(4・完)―ドイツにおける展開を中心として―」立命館法学 335 号(2011 年)138～282 頁、336 号 168～262 頁、337 号 77～172 頁、338 号 186～276 頁。

森 山 浩 江　教授

1. 略歴
①福岡県生まれ ②1990 年九州大学法学部卒業、1995 年九州大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得退学 ③1995 年龍谷大学法学部助教授、2008 年同教授、2010 年大阪市立大学法学研究科教授 ④1992 年-1993 年フランスボルドー第1大学留学、2000 年-2001 年フランスパリ第2大学客員研究員
2. 主要研究業績
著書:
・『新家族法実務大系(第 1 巻)』、『同(第 4 巻)』(共著)(新日本法規、2008 年)
・『判例にみるフランス民法の軌跡』(共編著)(法律文化社、2012 年)
・『生と死の民法学』(共編著)(成文堂、2022 年)
論文:
・「恵与における『目的』概念――コーズ理論を手掛かりに――」(九大法学 64 号 1 頁、1992 年)
・「離婚の成立」大村敦志・河上正二・窪田充見・水野紀子編『比較家族法研究――離婚・親子・親権を中心に』(商事法務、2012 年)57 頁
・「婚姻への公的介入」(法律時報 90 巻 11 号 18 頁、2018 年)
・「債権法改正における使用貸借の諾成化をめぐって」(法学雑誌 66 巻 1=2 号 41 頁、2020 年)
・「遺産共有と遺産分割――裁判所における遺産分割の対象に関する視点の形成」(法学雑誌 69 巻 3=4 号 637 頁、2023 年)

杉 本 好 央　教授

1. 略歴
①京都府生まれ ②1995 年龍谷大学法学部法律学科卒業、2002 年東京都立大学大学院社会科学研究科博士課程単位取得退学 ③2002 年東京都立大学法学部助手、2004 年大阪市立大学法学部助教授、2018 年大阪市立大学法学研究科教授 ④2011 年-2012 年ドイツ・レーゲンスブルク大学法学部客員研究員
2. 主要研究業績
・『独仏法における法定解除の歴史と論理』(有斐閣、2018 年)。
・「民法改正案における法定解除制度の諸相――客観的要件論を中心に――」龍谷法学 49 巻 4 号(2017 年)。
・「民法 541 条以下の解除と『やむを得ない事由』による解除」法学雑誌 66 巻 1・2 号(2020 年)。
・「ドイツ民法 626 条の潜在力(1・未完)」法学雑誌 69 巻 2 号(2022 年)

坂 口 甲　教授

1. 略歴
①神奈川県生まれ ②2003 年学習院大学法学部法学科卒業、2005 年学習院大学大学院法学研究科博士前期課程修了、2008 年京都大学大学院法学研究科博士後期課程修了博士(法学) ③2008 年神戸市外国語大学外国語学部専任講師、2011 年神戸市外国語大学外国語学部准教授、2013 年大阪市立大学大学院法学研究科准教授、2022 年大阪公立大学大学院法学研究科准教授 ④2016 年 3 月-2018 年 3 月ドイツ・ボン大学において在外研究
2. 主要研究業績
論文:
・「ドイツにおける注文者の任意解除権の理論的展開(1)(2・完)」民商法雑誌 135 巻 1 号 133-168 頁、135 巻 2 号 348-374 頁(2006 年)
・「ドイツにおける債権者遅滞制度と債権者の協力義務(1)～(3・完)」法学論叢 165 巻 4 号 99-116 頁、165 巻 6 号 91-117 頁、166 巻 2 号 130-151 頁(2009 年)
・「双務契約における両当事者の責めに帰すべき事由による

履行不能――ドイツ法における効果論の一考察」神戸市外国語大学研究年報 48 号 137-259 頁(2012 年)
・「ドイツ法における後発的不能論の成立と展開(1)～(4・完)――プロイセン一般ラント法からドイツ民法典の成立まで」法学雑誌 63 巻 2 号 27-85 頁、63 巻 3 号 820-768 頁、63 巻 4 号 1174-1117 頁、64 巻 3 号 882-805 頁(2017-2018 年)
・「請負契約における請負人の報酬債権の履行期(1)(2・完)――学説および改正民法の検討」法学雑誌 65 巻 1＝2 号 272-242 頁、65 巻 3＝4号 710－668 頁(2019 年)
・「請負契約における注文者の材料または指図による契合(1)(2・完) ――裁判例の整理と検討」法学雑誌 66 巻 1＝2 号 261－226 頁、66 巻 3＝4 号 762－722 頁(2020 年)

藤 井 徳 展　准教授

1. 略歴
①広島県 ②1999 年京都大学法学部卒業、2004 年京都大学大学院博士後期課程単位取得退学 ③2004 年大阪市立大学助教授、2007 年大阪市立大学准教授 ④2018 年 9 月から 2020 年 9 月まで、ドイツ・ヴュルツブルク大学法学部にて在外研究
2. 主要研究業績
著書:
・手嶋豊ほか著(共著)『債権総論(リーガルクエスト民法:3)』(有斐閣・2022 年)
・小山泰史ほか著(共著)『物権・担保物権法(新ハイブリッド民法:2)』(法律文化社・第 2 版・2023 年)
・潮見佳男ほか編(共著)『詳解改正民法』(商事法務・2018 年)
・潮見佳男ほか編(共著)『概説国際物品売買条約』(法律文化社・2010 年)
論文:
・「将来債権の包括的譲渡の有効性――ドイツにおける状況を中心に――(一)(二・完)」民商法雑誌 127 巻 1 号、127 巻 2 号(2002 年)
・「ヨーロッパ契約法原則(PECL)における債権譲渡法制――債権譲渡による資金調達という観点を中心に据えて――(一)・未完」法学雑誌 53 巻 4 号(2007 年)
・「債権譲渡登記を用いた担保取得をめぐる諸問題」佐藤歳二ほか編『新担保・執行法講座』(民事法研究会・2009 年)
・「ドイツ法における債権の譲渡担保の効力と、その法的諸問題」池田真朗ほか編『動産債権担保――比較法のマトリクス』(商事法務・2015 年)
翻訳:
・(共訳)「ヨーロッパ契約法原則(PECL)」潮見佳男ほか編『ヨーロッパ私法の動向と課題』(日本評論社・2003 年)
・オーレ・ランドー／ヒュー・ビール編(潮見佳男ほか監訳〔共訳〕)『ヨーロッパ契約法原則 I・II』(法律文化社・2006 年)
・オーレ・ランドー／エリック・クライフほか編(潮見佳男ほか監訳〔共訳〕)『ヨーロッパ契約法原則 III』(法律文化社・2008 年)
日独シンポジウム:
・第 8 回(2012 年)開催
・(論文)「動産と債権の包括的な担保化による資金調達と、その法的課題」、(翻訳)ロルフ・シュテュルナー「債権譲渡によるリファイナンスと債務者の保護」――(日本語版論文集)髙田昌宏ほか編『グローバル化と社会国家原則』(信山社・2015 年)、(ドイツ語版論文集)Rolf Stürner/Alexander Bruns(Hrsg.), Globalisierung und Sozialstaatsprinzip: Ein japanisch-deutsches Symposium, 2014

吉 原 知 志　准教授

1. 略歴
①富山県生まれ ②2012 年京都大学法学部卒業、2014 年京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻専門職学位課程修了、2017 年京都大学大学院法学研究科法政理論専攻博士後期課程修了 ③2017 年京都大学大学院法学研究科特定助教、2018 年香川大学法学部准教授、2020 年大阪市立大学大学院法学研究科准教授、2022 年大阪公立大学大学院法学研究科准教授 ④なし
2. 主要研究業績
主著:
・堀竹学・吉原知志著『新民法の分析 III 債権総則編』(成文堂、2019 年)
・『マンション判例百選』(有斐閣、2022 年)[担当:最判昭和 61 年 7 月 10 日(共用部分の付合物の撤去を請求する権利)]
・『民法判例百選 I (総則・物権)【第 9 版】』(有斐閣、2023 年)[担当:最一小判昭和 54・1・25(建築途中の建物への第三者の工事と所有権の帰属)]
主論文:
・「『分割を前提としない共有』に関する一考察 ― 共同所有 3類型論の批判的再検討(1)」香川法学 38 巻 1=2 合併号 1-28 頁(2018 年)
・「改正民法における法定代位権者間の負担調整」香川法学 39 巻 1=2 合併号 1-56 頁(2019 年)
・「公と私の狭間にあるマンション管理」法学教室 504 号 4-7 頁(2022 年)
・「建築請負契約の所有権帰属に関する覚書」大阪公立大学法学雑誌 69 巻 3・4 号 605-636 頁(2023 年)
・「区分所有法上の建替えと借家権の調整」大阪公立大学法学雑誌 70 巻 2 号 254-295 頁(2023 年)

高 橋 英 治　教授

1. 略歴
①神奈川県生まれ ②1987 年東北大学法学部卒業、1997 年東北大学博士(法学)の学位取得、1994 年ドイツ・ゲッチンゲン大学法学博士(Doktor der Rechte)の学位取得 ③2007 年大阪市立大学法学部教授、1998 年～英国「学際的経済学雑誌(The Journal of Interdisciplinary Economics)」国際編集委員(international advisory board) 2007 年より比較法国際アカデミー(ACADEMIE INTERNATIONALE DE DROIT COMPARE)準会員、2008 年第 13 回大隅健一郎賞受賞、

2010 年 11 月昭和 22 年度学友会「優秀テキスト賞」受賞、2012 年昭和 24 年度学友会「優秀テキスト賞」受賞 ④1990 年～1993 年ドイツ・ゲッチンゲン大学留学(DAAD 奨学生、ゲッチンゲン大学法学修士・法学博士)、2000 年～2002 年ドイツ・フライブルク大学留学(フンボルト財団研究員)、2018 年 7 月～9 月ドイツ・ビュルツブルク大学客員教授(日本法担当)

2. 主要研究業績

主著:

・『ヨーロッパ会社法概説』(2020 年、中央経済社)
・『日本とドイツの株式会社法の発展』(2018 年、中央経済社)
・『Die Rezeption und Konvergenz des deutschen Handels- und Gesellschaftsrechts in Japan』, Nomos(2017)
・『会社法の継受と収斂』(2016 年、有斐閣)
・『企業集団と少数派株主の保護(中国語)』(2014 年、法律出版社)
・『ドイツ会社法概説』(2012 年、有斐閣)
・『会社法概説(第 4 版)』(2016 年、中央経済社)
・『企業結合法制の将来像』(2008 年、中央経済社)
・『ドイツと日本における株式会社法の改革――コーポレート・ガバナンスと企業結合法制』(2007 年 商事法務)
・『従属会社における少数派株主の保護』(1998 年 有斐閣)
・『Konzern und Unternehmensgruppe in Japan - Regelung nach dem deutschen Modell? Max-Planck-Institut, Studien zum auslaendischen und Internationalen Privatrecht Bd. 38』, J.C.B. Mohr (Paul Siebeck) 1995

主編著:

・『プリンシプル会社法』(2020 年、弘文堂)
・『スタンダード商法シリーズ 商法入門』(2018 年、法律文化社)
・『ドイツ会社法・資本市場法研究』(2016 年、中央経済社)
・『演習問題でスタートする会社法』(2015 年、法律文化社)
・『入門会社法』(2015 年 3 月、中央経済社)
・『グローバル化の中の会社法改正』(2014 年、法律文化社)
・ Eiji Takahashi (Guest Editor), The Journal of Interdisciplinary Economics, Volume 22 No 1 & 2, Special Issue: Company Law and Economics (2010)
・ Eiji Takahashi (Guest Editor), The Journal of Interdisciplinary Economics, Volume 17 No 1 and 2, Special Issue: International Corporate Governance, London, (2006).

小 柿 徳 武 教授

1. 略歴

①京都府京都市生まれ ②1991 年京都大学法学部卒業、1999 年同大学院法学研究科博士課程研究指導認定退学 ③1991 年～1994 年富士写真フイルム株式会社、1999 年龍谷大学法学部助教授、2003 年大阪市立大学大学院法学研究科助教授等を経て、2010 年より現職

2. 主要研究業績

論文:

・「監査役・会計監査人制度」北村雅史＝高橋英治編『グローバル化の中の会社法改正』70～82 頁(法律文化社、2014 年)
・「再選択をする会社法」中東正文＝松井秀征編『会社法の選択』943～989 頁(商事法務、2010 年)
・「内部統制に関する外部報告制度」龍谷法学 35 巻 4 号 368～401 頁(2003 年)
・「コンプライアンス・プログラムの位置づけと監査・監督」武久征治＝辻本勲男編『リスク管理と企業法務－実務と理論からのアプローチ－』143～161 頁(法律文化社、2002 年)
・「会計監査人の情報提供機能とコーポレート・ガバナンス(一)(二・完)」民商法雑誌 117 巻 254～276 頁・3 号 388～413 頁(1997 年)

仲 卓 真 准教授

1. 略歴

①京都府生まれ ②2013 年京都大学法学部卒業、2015 年京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻修了(法務博士(専門職))、2018 年京都大学大学院法学研究科法政理論専攻博士後期課程修了(博士(法学)) ③2018 年京都大学大学院法学研究科特定助教、2020 年大阪市立大学大学院法学研究科准教授 ④なし

2. 主要研究業績

主著:

・『準共有株式についての権利の行使に関する規律――事業承継の場面を中心に』(商事法務、2019 年)

主論文:

・「同族会社に関する基礎的考察」川濵昇先生・前田雅弘先生・洲崎博史先生・北村雅史先生還暦記念『企業と法をめぐる現代的課題』(商事法務、2021 年)1-39 頁
・「株式が相続された場合における株主名簿の名義書換の要否(2・完)」民商法雑誌 155 巻 2 号(2019 年)229-261 頁
・「株式が相続された場合における株主名簿の名義書換の要否(1)」民商法雑誌 155 巻 1 号(2019 年)109-128 頁
・「〔商事法判例研究(626)〕同族会社の株式の遺産分割の基準および方法［東京高決平成 26 年 3 月 20 日］」商事法務 2177 号(2018 年)46-51 頁
・「株式の準共有関係と会社法 106 条に関する規律――主に事業承継の場面を中心に――」京都大学博士学位論文(2018 年)

鶴 田 滋 教授

1. 略歴

①熊本県生まれ ②1995 年九州大学法学部卒業、2004 年大阪市立大学大学院法学研究科博士後期課程単位取得退学、2008 年大阪市立大学より博士(法学)を取得 ③2005 年福岡大学法学部講師、2008 年九州大学大学院法学研究院准教授、2015 年大阪市立大学大学院法学研究科教授、2022 年大阪公立大学大学院法学研究科教授 ④なし

2. 主要研究業績

単著:

・『必要的共同訴訟の研究』(2020 年、有斐閣)
・『共有者の共同訴訟の必要性　歴史的・比較法的考察』(2009 年、有斐閣)
共著:
・名津井吉裕＝鶴田滋＝八田卓也＝青木哲著『事例で考える民事訴訟法』(2021 年、有斐閣)
・渡部美由紀＝鶴田滋＝岡庭幹司著『ゼミナール民事訴訟法』(2020 年、日本評論社)
・渡部美由紀＝鶴田滋＝岡庭幹司著『民事訴訟法(日評ベーシックシリーズ)』(2016 年、日本評論社)
主論文:
・「民事訴訟における裁判官の裁量概念とその規律－裁判官の訴訟指揮を念頭に」民事訴訟雑誌 69 号(2023 年 3 月)
・「共同訴訟的補助参加の成立要件」本間靖規先生古稀祝賀論文集『手続保障論と現代民事手続法』(2022 年、信山社)所収
・「上告受理申立理由についての覚書」(髙橋眞教授　吉井敦子教授　退任惜別記念号)法学雑誌 66 巻 1 号(2020 年)

岡 成 玄 太　准教授

1. 略歴
①東京都生まれ　②2012 年東京大学法学部第一類(私法コース)卒業(学士(法学))、2014 年東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻修了(法務博士(専門職))　③2014 年東京大学大学院法学政治学研究科助教(同年司法試験合格)、2017 年東京大学大学院法学政治学研究科特任講師、2017 年大阪市立大学大学院法学研究科准教授、2021 年大阪公立大学法学研究科准教授　④2021 年-2022 年 イタリア フィレンツェ大学客員教授、2022 年-2023 年 アメリカ合衆国 ニューヨーク大学客員研究員、2023 年 ドイツ フライブルク大学客員研究員
2. 主要研究業績
書籍:
・『いわゆる財産管理人の訴訟上の地位―代理・訴訟担当・民訴法 29 条の基礎理論』(有斐閣、2021)
論文:
・「裁判官の私知利用の禁止―経験則・公知の事実・立法事実の基礎理論―」法学雑誌 69 巻 1 号(2021)1 頁
・「固有必要的共同訴訟の成立範囲について(1)－(2・未完)」法学雑誌 65 巻 3・4 号(2019)844 頁、66 巻 1・2 号(2020)535 頁
・「司法解剖の関係文書と文書提出命令」民商法雑誌 157 巻 4 号(2021)732 頁
・「取立訴訟(1)－代位訴訟との競合」上原敏夫・長谷部由起子・山本和彦編『民事執行・保全判例百選〔第 3 版〕』(2020)120 頁
・「再生債務者が無償行為若しくはこれと同視すべき有償行為の時に債務超過であること又はその無償行為等により債務超過になることは民事再生法 127 条 3 項に基づく否認権行使の要件か」法学協会雑誌 136 巻 6 号(2019)1569 頁

根 本 到　教授

1. 略歴
①茨城県取手市生まれ　②1990 年早稲田大学法学部卒業、1998 年大阪市立大学大学院法学研究科後期博士課程単位取得退学、2007 年博士(法学)　③1998 年 4 月より神戸商船大学専任講師あるいは助教授、2003 年 10 月より神戸大学助教授、2008 年より現職　④2001～2003 年ドイツ・ボーフム大学で在外研究
2. 主要研究業績
・『労働法Ⅱ――個別的労働関係法(第3版)』(法律文化社)(共著)、2018 年
・『労働契約と法』(共著)、2011 年
・『労働法Ⅰ――集団的労働関係法と雇用保障法』(法律文化社)(共著)、2012 年
・『債権法改正と労働法』(商事法務)(共著)、2012 年
・「組織再編をめぐる法的問題」『事業再構築における労働法の役割』(中央経済社)、2013 年
・『日韓比較労働法2　雇用終了と労働基本権』(旬報社)、2014 年

川 村 行 論　准教授

1. 略歴
①青森県生まれ　②2010 年東京大学法学部第一類(私法コース)卒業、2012 年北海道大学大学院法学研究科修士課程修了、2015 年北海道大学大学院法学研究科博士後期課程修了・博士(法学)　③2015 年北海道大学大学院法学研究科助教、2016 年北海道大学高等教育推進機構助教(兼任)、2017 年北海道大学大学院法学研究科高等法政教育研究センター協力研究員、2019 年大阪市立大学大学院法学研究科准教授　④なし
2. 主要研究業績
論文:
・「イギリス企業年金法制における受認者責任(1)-(3)・未完」北大法学論集 67 巻 3 号 493-566 頁(2016 年)、同 67 巻 4 号 1017-1105 頁(2016 年)、同 67 巻 5 号 1491-1558 頁(2017 年)
・「受託者責任と年金財産の回復」日本年金学会誌第 36 号 27-36 頁(2017 年)
・「企業年金制度における『受託者責任』―イギリス法からの示唆―」社会保障法第 33 号 173-186 頁(2018 年)
・「イギリス企業年金法制における受認者責任」比較法研究第 80 号(2019 年 1 月)

中 井 愛 子　教授

1. 略歴
①広島県生まれ　②1998 年中央大学法学部卒業、2017 年東京大学大学院法学政治学研究科博士課程後期課程修了　③2017 年京都大学特定助教　④2002 年-2003 年フランス共

和国ストラスブール大学大学院、2003-2004 年フランス共和国パリ第 I 大学大学院、2004-2006 年ベルギー王国ブリュッセル自由大学大学院留学

2. 主要研究業績

・主要著書

・『国際法の誕生ーヨーロッパ国際法からの転換』(京都大学出版会、2020 年)

・Guerrero, J. C.,ed., Perspectivas multidisciplinarias sobre la Argentina contempora'nea (Universidad Nacional de Co'rdoba, 2019)、担当部分第 2 章、pp.51-68.

主論文:

・「外交的庇護をめぐる法的論点と展望」、国際法学会編、『国際法外交雑誌』、第 117 巻 2 号、pp. 164-193、2018 年

・「主権国家体系と国際規範をめぐる地域的構想―19 世紀ラテンアメリカの法的地域主義」、日本国際政治学会編、『国際政治』、第 189 号、pp.65-80、2017 年

・「19 世紀の人道のための干渉の理論の再検討」、岩沢雄司・中谷和弘責任編集、『国際法研究』、第 1 号、pp.51-83、2013 年

・「冷戦後フランスの多極主義と仏米対立」、『法学新報』、第 114 巻 3・4 号、pp.189-216、2007 年

勝 田 卓 也　教授

1. 略歴

①東京　②1993 年早稲田大学法学部卒業、1996 年早稲田大学大学院法学研究科修士課程修了　③1997 年早稲田大学法学部助手、2002 年本学助教授(2007 年より准教授)、2012 年本学教授　④1999-2001 年ヴァージニア大学ロー・スクール客員研究員

2. 主要研究業績

著書:

・『アメリカ南部の法と連邦最高裁』1-301 頁(有斐閣、2011)

論文:

・「マーシャルの予言:アメリカ刑事陪審選出手続における人種差別」法学雑誌 70 巻 1 号 1-51 頁(2023)

・「アメリカ刑事陪審制度研究の展望」家本真実他編『岐路に立つ市民の司法参加制度:英米の陪審制度から日本の裁判員制度を考える』25-58 頁(日本評論社、2023)

・「銃規制違憲判決に見る法の支配の危機」ジュリスト 1579 号 110-115 頁(2022)

・「暴力と反動のアメリカ法」『現代思想』48 巻 13 号 285-291 頁(2020 年 10 月臨時増刊号)

・「マーベリ判決の神話」法學新報 119 巻 9・10 号 149-199 頁(2013)

守 矢 健 一　教授

1. 略歴

①東京都生まれ　②1993 年東京大学大学院法学政治学研究科修士課程(基礎法学)修了、1997 年同大学院法学政治学課程中退　③1997 年 4 月大阪市立大学法学部助教授 2008 年 4 月同教授　④1994 年 1 月より 1996 年 9 月まで、ドイツのフランクフルトにある Max-Planck-Institut für europäische Rechtsgeschichte にて研究、2003 年法学博士号を取得(フランクフルト大学法学部)、2006 年ドイツ連邦共和国より功労勲章功労十字小綬章を受ける。2009 年 8 月より同年 10 月まで、Max-Planck-Institut für europäische Rechtsgeschichte にて、フンボルト財団奨学生として在外研究。その後、2009 年 11 月より 2010 年 9 月まで、ゲーテ大学(フランクフルト)において、2022 年 5 月より 8 月までチューリヒ大学(スイス・チューリヒ)において、客員教授として、近代法史(ヨーロッパおよび日本)の研究と教育に従事した。2015 年 5 月にはパリ・フランスの EHESS において、招聘研究員として研究と教育に従事した。

2.主要研究業績

著書:

・Savignys Gedanke im Recht des Besitzes. Studien zur europäischen Rechtsgeschichte 164. Savignyana 6. Frankfurt am Main: Klostermann 2003. XII + 262 S. (これには、ドイツで2本、フランスで1本、日本で1本の書評がある。)

共著:

・『ドイツ法入門』(改訂第9版　2018 年、有斐閣) 村上淳一＝守矢健一／ハンス・ペーター・マルチュケ

共編著:

・「法発展における法ドグマーティクの意義 ―― 日独シンポジウム」(2011 年、信山社)(松本博之、野田昌吾と共編著)

・「グローバル化と社会国家原則 ―― 日独シンポジウム」(2015 年、信山社)(髙田昌宏、野田昌吾と共編著)

・「法における伝統と革新―― 日独シンポジウム」(2020 年、信山社)(髙田昌宏、野田昌吾と共編著)

論文:

・「パンデクテン法学における総則の抽象性の意義」法学教室 509 号(2023)、58-62 頁所収.

・"Recht auf Empfangen eines Urteils", in: Wege zur Rechtsgeschichte: Die rechtshistorische Exegese, hg. von Th. Kaiser et al., 2022, SS. 227-244.

・「サヴィニの金銭消費貸借論について」磯村他編『法律行為法・契約法の課題と展望』(2022 年)、511-534 頁所収

・「日本憲法学における「裁判を受ける権利」の把握の一側面」Hans-Peter Marutschke 教授・松山隆英教授退職記念論集(2021)、453-496 頁所収

・Die Historische Rechtsschule (Haferkamp), in: Rechtswissenschaft, 11. Jg. (2020), 474-486 (本雑誌において書評論文として整理されている).

・「「学問の自由」考察の上での留意事項」憲法理論研究会編『市民社会の現在と憲法』(憲法理論叢書 29、2021 年)、45-59 頁所収

・「伝統による革新、または法に固有の次元の剔抉について――来栖三郎の市民法研究の史的分析(2)」『法における伝統と革新』(2020)、5-23 頁所収

・「戦争とデモクラシー」論究ジュリスト 29 号(2019)、158-167 頁所収

・Pandektenwissenschaft und ihre historischen Hintergründe,

in: ZRG germ. Abt. 136 (2019), 368-386
・Zum verborgenen Tacitismus im ″Beruf″ Savignys, in: Stephan Meder / Christoph-Eric Mecke (Hg.) Savigny global 1814-2014, >Vom Beruf unsrer Zeit< zum transnationalen Recht des 21. Jahrhunderts, 2016, SS. 145-165. など
翻訳(もっとも数が多いが、一つだけ挙げる):
・ロルフ・シュテュルナー「古典的自由主義と現代民事訴訟」民商法雑誌 148 巻(2013)、1-33 頁所収。

王 晨　教授

1. 略歴
①中国浙江省臨海市生まれ ②京都大学法学部卒業、同大学院法学研究科博士課程単位取得退学 ③京都大学法学部助手を経て、1993 年より大阪市立大学法学部助教授、1996 年京都大学博士(法学)学位取得、2002 年大阪市立大学法学部教授 ④1999 年～2000 年、バークレー大学で在外研究
2. 主要研究業績
主著:
・『社会主義市場経済と中国契約法』(単著 有斐閣 1999 年)
・『グローバル化のなかの現代中国法』(共著 成文堂 2003 年)
・『市場社会の変容と金融・財産法』(共著 成文堂 2009 年)
・『要説中国法』(共著 東京大学出版会 2017 年)
・『東亜侵権法示範法法理闡釈』(共著 北京大学出版社 2018 年)
主論文:
・「中国契約法典制定過程から見た自由と正義」法学雑誌48巻4号(2002 年)
・「現代中国における『物権』の再発見」法学雑誌51巻4号(2005 年)
・「中国民法の規制対象及び基本原則について」JCA ジャーナル 56 巻 7 号(2009 年)
・「中国不法行為責任法典の現代化」JCAジャーナル第57巻5号(2010 年)
・「現代中国における人格権法の復興」JCAジャーナル第58 巻 9 号(2011 年)
・「中国民法典の編成をめぐる論争」JCAジャーナル第59 巻 7 号(2012 年)
・「中国法における医療損害責任」法学雑誌 60 巻 3・4 号(2014 年)
・「中国における約款の規制」JCA ジャーナル第 61 巻 11 号(2014 年)
・「インターネット上の人格権侵害とネットワークサービス提供者の責任」JCA ジャーナル第 62 巻 7 号(2015 年)
・「中国民法総則における訴訟時効制度の整備」JCA ジャーナル第 64 巻 9 号(2017 年)
・「中国医療訴訟における医療損害責任法の展開」JCA ジャーナル第 65 巻 11 号(2018 年)
翻訳と解説:
・「中華人民共和国民法典 第一編 総則」法学雑誌第68巻4 号(2022 年)
・「中華人民共和国民法典 第二編 物権(1)」法学雑誌第69巻 1 号(2022 年)
・「中華人民共和国民法典 第二編 物権(2)」法学雑誌第69巻 2 号(2022 年)
・「中華人民共和国個人情報保護法」法学雑誌第 69 巻 3・4 号(2023 年)

永 見 瑞 木　教授

1. 略歴
①東京都生まれ ②2004 年東京大学法学部卒業、2006 年東京大学大学院法学政治学研究科総合法政専攻修士課程修了、2014 年東京大学大学院法学政治学研究科総合法政専攻博士課程単位取得退学、2015 年博士(法学) ③2016 年立教大学法学部政治学科助教、2018 年大阪府立大学高等教育推進機構専任講師、2020 年大阪府立大学高等教育推進機構准教授、2022 年大阪公立大学法学部准教授、2023 年より現職 ④2007-2012 年パリ第1大学哲学科博士課程留学
2. 主要研究業績
著書:
・『コンドルセと〈光〉の世紀―科学から政治へ』白水社、2018 年
論文:
・「コンドルセの代表制論－フランス革命期における「代表民主政」の視点」、大阪府立大学紀要(人文・社会科学)70 巻、1-22 頁、2022 年
・「デモクラシーをめぐる一考察－ダルジャンソンの王政改革論を手がかりに」、大阪府立大学紀要(人文・社会科学)68 巻、51-65 頁、2020 年
・「ラマール著『均衡論』について」 、大阪府立大学紀要(人文・社会科学)67 巻、1-11 頁、2019 年
・「コンドルセにおける公教育の構想－科学と権力の関係をめぐって－」有斐閣、国家学会雑誌、第百二十巻、第一・二号、121-186 頁、2007 年

稗 田 健 志　教授

1. 略歴
①北海道札幌市生まれ ②2000 年一橋大学社会学部卒業、2010 年欧州大学院大学政治社会学部博士課程修了(政治社会学博士) ③2000-2002 年株式会社NTTデータ勤務、2010-2012 年早稲田大学高等研究所助教、2012-2016 年大阪市立大学大学院法学研究科准教授、2016-2022 年大阪市立大学大学院法学研究科教授、2022-現在大阪公立大学大学院法学研究科教授 ④2005-2007 年コロラド大学ボルダー校政治学部留学、2007-2010 年欧州大学院大学政治社会学部留学、2023-2024 年ハーバード大学 ウェザーヘッド国際問題研究所日米関係プログラム客員研究員

2. 主要研究業績

単著:

・Political institutions and elderly care policy: Comparative politics of long-term care in advanced democracies. Basingstoke, Hampshire, UK: Palgrave Macmillan, 2012.

共著:

・砂原庸介・稗田健志・多湖淳『政治学の第一歩〔新版〕』有斐閣ストゥディア、2020 年。

論文:

・"Linking Electoral Realignment to Welfare Politics: An Assessment of Partisan Effects on Active Labour Market Policy in Post-industrial Democracies." Comparative European Politics, 19(5), pp. 555-575, 2021.

・"Do Populists Support Populism? An Examination through an Online Survey Following the 2017 Tokyo Metropolitan Assembly Election" (with Masahiro Zenkyo and Masaru Nishikawa), Party Politics, 27(2), pp. 317-328, 2021.

・「左派・右派を超えて？:先進工業 21 ヵ国における育児休業制度の計量分析」『レヴァイアサン』、木鐸社、第 55 号、pp. 87-117、2014 年。

・"Politics of Childcare Policy beyond the Left-Right Scale: Postindustrialization, Transformation of Party Systems, and Welfare State Restructuring." European Journal of Political Research, 52(4), pp. 483-511, 2013.

・"Comparative Political Economy of Long-Term Care for Elderly People: Political Logic of Universalistic Social Care Policy Development." Social Policy & Administration, 46(3), pp. 258-279, 2012.

3. 個人HP

https://researchmap.jp/thieda/

宇 羽 野 明 子　教授

1. 略歴

①福岡県生まれ ②1988 年早稲田大学政治経済学部卒業、1998 年大阪市立大学大学院法学研究科後期博士課程単位取得退学 ③1996 年～97 年大阪市立大学、1997 年～2002 年近畿大学、帝塚山大学非常勤講師、2002 年大阪市立大学法学部助教授、2010 年より現職 ④なし

2. 主要研究業績

・『政治的寛容』有斐閣、2014 年

・「16 世紀フランスの政治的寛容にみられる「シヴィリテ」の伝統(1)、(2・完)」、『法学雑誌』第 59 巻第 3 号、第 4 号(2013 年)

・「16 世紀フランスの政治的寛容における「良心の自由」への視座」、『法学雑誌』第 58 巻第 3・4 号(2012 年)

・「16 世紀フランスの政治的寛容をめぐって ―その予備的考察として」(孝忠延夫編著『差異と共同―「マイノリティ」という視角』関西大学出版部、2011 年に所収)

・「人間 モンテーニュ『エセー』」(岡崎晴輝、木村俊道編『はじめて学ぶ政治学』ミネルヴァ書房、2008 年に所収)

野 田 昌 吾　教授

1. 略歴

①大阪府生まれ ②1987 年大阪市立大学法学部卒業、1993 年同大学院法学研究科後期博士課程単位取得退学、1994 年博士(法学) ③1995 年大阪市立大学法学部助教授、2007 年より現職 ④2000-2002 年ドイツ・ミュンスター大学客員教授

2. 主要研究業績

・『ドイツ戦後政治経済秩序の形成』有斐閣、1998 年

・『法発展における法ドグマーティクの意義』(共編)信山社、2011 年

・『グローバル化と社会国家原則』(共編)信山社、2015 年

・「ドイツ保守政党の混迷をみる――2021 年ドイツ連邦議会選挙とキリスト教民主・社会同盟」『季刊・現代の理論』28 号、2021 年 11 月(デジタル版)

・「ヨーロッパの保守主義勢力」伊藤武・網谷龍介編『ヨーロッパ・デモクラシーの論点』ナカニシヤ出版、2021 年。

・「「ドイツのための選択肢(AfD)の台頭」水島治郎編『ポピュリズムという挑戦』岩波書店、2020 年。

・「2017 年ドイツ連邦議会選挙」『法学雑誌』64 巻 3 号、2018 年。

・「ドイツ社会民主党はなぜ危機に陥ったのか」『生活経済政策』258 号、2018 年。

永 井 史 男　教授

1. 略歴

①大阪市阿倍野区生まれ ②1990 年京都大学法学部卒業、1995 年同大学院法学研究科後期博士課程単位取得退学 ③1995 年京都大学東南アジア研究センター助手、1997 年大阪市立大学法学部助教授、2007 年同大学法学研究科教授、2022 年大阪公立大学大学院法学研究科教授 ④1987～1988 年米国アーカンソー州立大学リトルロック校留学、1994～1995 年タイ国立タマサート大学政治学部客員研究員、1997 年タイ国立タマサート大学政治学部客員研究員(国際交流基金シニアフェロー)、2002 年タイ国立タマサート大学ラムパーン校客員研究員(日本財団 API シニアフェロー)、2004～2005 年、英国オクスフォード大学日産日本問題研究所上級客員研究員(国際文化会館新渡戸フェロー)

2. 主要研究業績

共編著:

・永井史男、水島治郎、品田裕編『政治学入門』ミネルヴァ書房、2019 年。

・永井史男、岡本正明、小林盾編『東南アジアにおける地方ガバナンスの計量分析―タイ、フィリピン、インドネシアの地方エリートサーベイから』晃洋書房、2019 年。

共著:

・瀧井一博編『明治史講義【グローバル研究篇】』ちくま新書、2022 年。

論文:

・「序論 変動期東南アジアの内政と外交」日本国際政治学

会編『国際政治』(特集:変動期東南アジアの内政と外交)第185号、2016年、pp.1-16.
・「資料:タイ地方自治体エリートサーヴェイ調査」『法学雑誌』(大阪市立大学法学会)第63巻第4号、2017年、pp.78-104(籠谷和弘氏、船津鶴代氏との共著).
・小林盾・岡本正明・長谷川拓也・籠谷和弘・西村謙一・永井史男「〈資料〉2018年インドネシアの地方自治意識調査」『法学雑誌』(大阪市立大学法学会)第65巻第3・4号、2019年12月、pp.323-363.
・「動き出したタイの地方自治(第1回～第3回・最終回)」『盤谷日本人商工会議所 所報』720号、2022年4月;No.721、同年5月;No.725、同年9月.
・「新型コロナウイルスとタイ―過去30年を振り返りながら考える―」大阪産業大学アジア共同体研究センター編『ACRC2021年度国際シンポジウム―新型コロナウイルスと経済社会―日本、アジア、世界―』大阪産業大学アジア共同体研究センター、2022年11月、pp. 47-60.

手 塚 洋 輔　教授

1. 略歴
①東京都生まれ ②2000年東北大学法学部卒業, 2004年東北大学大学院法学研究科博士後期課程中退, 2008年東京大学博士(学術) ③2004年東京大学先端科学技術研究センター特任助手・特任助教(～2009年), 2011年京都女子大学現代社会学部講師, 2014年同准教授, 2015年大阪市立大学大学院法学研究科准教授, 2017年同教授 ④なし
2. 主要研究業績
主著:
・『はじめての行政学(新版)』有斐閣, 2022年(共著)
・『新訂 公共政策』放送大学教育振興会, 2022年(共著)
・『戦後行政の構造とディレンマ』藤原書店, 2010年
最近の論文:
・「厚生労働省における省庁統合と執務空間の分析」『季刊行政管理研究』183号, 2023年
・「危機対応における政治家・行政官・専門家――専門知の役割と限界」『公法研究』84号, 2023年
・「審議会の合同設置による政策調整」『公共政策研究』22号, 2022年
・「危機対応における組織編成とその作動」『法律時報』93(5), 2021年
・「経済支援をくばる」ひょうご震災記念21世紀研究機構編『総合検証 東日本大震災からの復興』岩波書店, 2021年

原 田 裕 彦　特任教授

1. 略歴
①大阪市生まれ ②1986年3月大阪市立大学法学部第2部卒業(法学士)、1989年3月京都大学大学院法学研究科修士課程修了(法学修士)、1994年3月京都大学大学院法学研究科後期博士課程研究指導認定退学 ③1990年司法試験合格、1993年最高裁判所司法研修所修了(第45期)、同年弁護士登録(大阪弁護士会)
2. 主要研究業績
論文等:
・「国税通則法15条および16条にいう「納税義務」,「成立」及び「確定」の意味 : 課税要件に照らして過大な税額の申告に基づく不当利得返還請求について,「納税義務」の「確定」は障害となるか」税法学584号163-186頁(清文社・2020年)
・「登記名義人課税方式の根拠の解明と地方税法343条2項の「登記」の解釈」税法学578号121-147頁(清文社・2017年)
・「大阪市立大学中小企業支援法律センターにおける中小企業支援事業を通じた臨床法教育の実践及び法律相談データの分析」(資料)大学教育13巻1号1頁(大阪市立大学・2015年)
・「社員権としての株主権空疎化の潮流における一側面―合併対価柔軟化, 全部取得条項付き種類株式及び特別支配株主の株式等売渡請求制度と規制改革要望書―」藤田勝利他編『会社法改正の潮流』435-486頁(新日本法規・2014年)
・「特別支配株主の少数株主に対する株式等売渡請求制度と全株式譲渡制限会社(閉鎖会社)」北村雅史＝高橋英治編『グローバル化の中の会社法改正』144-164頁(法律文化社・2014年)
・「破産手続開始決定後に生じた消費税及び固定資産税の内, 財団債権となるものの範囲について」越智敏裕他編『行政と国民の権利』621-646頁(法律文化社・2011年)
・「罪刑法定主義からみた質問検査権」租税訴訟学会・租税訴訟第3号76-107頁(財経詳報社・2010年)

仲 田 哲　特任教授

1. 略歴
①兵庫県西宮市生まれ ②1974年京都大学法学部卒業 ③1976年司法修習終了(28期)・大阪弁護士会登録、2002年12月～2005年11月司法試験(第二次試験)考査委員(民事訴訟法)
2. 主要研究業績
主著:
・「三訂版 実務民事保全法」(共著)(商事法務、2011年2月)
・新訂貸出管理回収実務手続双書「仮差押え・仮処分・仮登記を命ずる処分」(共編著)(金融財政事情研究会、2011年1月)
主論文:
・「参加と承継」(「論点 新民事訴訟法」所収)(判例タイムズ社、1998年6月)
・「新版手形小切手の法律相談」(分担執筆)(有斐閣、1992年10月)
・「抵当権者の明渡請求に関する二つの最高裁判決について」(河合伸一判事退官・古稀記念「会社法・金融取引法の理論と実務」所収、商事法務、2002年6月)

・「事前求償権と事後求償権の消滅時効中断の効力に関する最高裁判決」(金融法務事情 2036 号、2016 年 2 月)
・「請負工事に用いられた動産の売主による請負代金債権に対する物上代位の可否」(金融判例研究第 9 号〔金融法務事情 1556 号〕、1999 年 9 月)
・「最近の執行妨害事例と実務上の対策」(クレジット&ロー83 号、商事法務研究会、1996 年 8 月)

山 本 健 司　特任教授

1. 略歴
①兵庫県芦屋市生まれ ②1989 年大阪市立大学法学部卒業 ③1989 年最高裁判所司法修習(43 期)、1991 年弁護士登録、1991 年北浜法律事務所(現:北浜法律事務所・外国法共同事業)、2008 年大阪弁護士会法曹養成・法科大学院協力センター副委員長(2018 年 3 月まで)、2010 年大阪市立大学大学院法学研究科特任教授(現在に到る)、2013 年大阪弁護士会司法修習委員会副委員長(2015 年 3 月まで)、2015 年大阪弁護士会副会長(2016 年 3 月まで)、2017 年大阪弁護士会司法修習生及び弁護士の就職支援に関する特別委員会委員長(2018 年 3 月まで)、2018 年大阪弁護士会法曹養成・法科大学院協力センター委員長(2019 年 3 月まで)、2020 年大阪弁護士会懲戒委員会副委員長(2021 年 9 月まで)、2021 年大阪弁護士会広報委員会委員長(2022 年 3 月まで)、2021 年大阪弁護士会懲戒委員会委員長(2022 年 10 月まで)、2023 年大阪弁護士会 23 条審査室副室長、2023 年大阪経済大学理事
2. 主要研究業績
主著:
・「近時の苦情・不祥事案件の傾向から学ぶ
—誇りの持てる、魅力ある職業であり続けるために— 」
(日本弁護士連合会編「日弁連研修叢書 現代法律実務の諸問題〈平成 28 年度研修版〉」(講演録)、第一法規、2017 年 7 月 25 日)
・「中小企業法の理論と実務(第2版)」〔共著〕(「事業承継」執筆・「事業再生」共同執筆、民事法研究会、2011 年 3 月 31 日)
・「赤字第三セクターの処理」(倒産実務交流会編『争点 倒産実務の諸問題』(青林書院)所収、2012 年出版)
・「労働審判 紛争類型モデル(第2版)」(共著、「類型25 セクシュアルハラスメントに対する損賠賠償請求」共同執筆、大阪弁護士協同組合、2013 年 7 月 20 日)
主論文:
「市大法曹養成の伝統と挑戦～市大法学部のよき伝統を活かし挑戦し続けるための『教育論』・『若者論』～」(大阪市立大学「法学雑誌」第 60 巻第 3・4 号, 2014 年 3 月 30 日)
・巻頭言「パワハラ」を「しない、させない」職場にするために(「経営法曹」第 186 号, 2015 年 9 月 20 日)
・「(基調報告①)公益通報者保護法の概要について」(経営法曹研究会報 50 号、2006 年)
・「松下 PDP 最高裁判決以降の黙示の雇用契約成否に関する裁判例の傾向」(「経営法曹」第 170 号 132 頁、経営法曹会議、2011 年 9 月 26 日)

松 村 信 夫　特任教授

1. 略歴
①大阪府生まれ ②1975 年 3 月同志社大学法学部卒 ③1981 年 3 月大阪弁護士会登録、2004 年 4 月より大阪市立大学法学研究科特任教授、日本工業所有権法学会理事、現在弁護士・弁理士
2. 主要研究業績
著書:
『新・注解商標法』(青林書院、2002 年)＝共同執筆
『新・注解不正競争防止法(第2版)』(青林書院、2007 年)＝共同執筆
『著作権法要説－実務と理論(第 2 版)』(世界思想社、2013 年)＝共著
『新・不正競業訴訟の法理と実務』(民事法研究会 2014 年)＝単著
『新・不正競争防止法概説(第3版)』(上)(下)(青林書院 2020 年)＝共著
論文:
・「データベースの利用をめぐる契約関係」法律時報 62 巻 2 号(1990 年)
・「衛星放送により音源を公衆に送信するにあたり音楽データーを保有サーバに蓄積する行為は、放送のための一時的録音にあたる等とした事例」『判例著作権法』(村林隆一先生古稀記念論文)東京布井出版(2001 年)
・「我が国における営業秘密保護法制の系譜」『知的財産権法の系譜』(小野昌延先生古稀記念論文集)青林書院(2002 年)
・「著作物でないデータベースについての不法行為の成立」知財管理 53 巻 6 号(2003 年)
・「退職従業員に対する競業行為の制限」日本工業所有権法学会年報 30 号 184 頁
・「商標の類似」日本工業所有権法学会年報 31 号 73 頁
・「二次的著作物をめぐる法律関係」『知的財産権侵害訴訟の今日的課題』(村林隆一先生傘寿記念論文集)青林書院(2011 年)
・「商標権の行使と商標の機能」『現代知的財産法講座Ⅱ』日本評論社(2012 年)
・「不正競争防止法と産業財産権法の交錯領域に関する若干の検討」『知的財産権—法理と提言』(牧野利秋先生傘寿記念論文集)青林書院(2013 年)
・「営業秘密をめぐる判例分析—秘密管理性要件を中心として」ジュリスト 1469 号 32 頁
(2014 年)
・「原産地名称・地理的表示の保護と我国における原産地誤認表示規制及び地域団体商標登録制度」『現代知的財産法実務と課題—飯村敏明先生退官記念論文集』発明推進協会(2015 年)

溝 渕 雅 男　特任教授

1. 略歴
①奈良県生まれ ②2004年3月大阪市立大学法学部卒 ③2005年司法修習生(59期)、2006年大阪弁護士会登録
2. 主要研究業績
主著:
・「個人再生の実務 Q&A150 問」(分担執筆)(2021、金融財政事情研究会)
・「破産管財 ADVANCED-応用事例の処理方法と書式-破産管財シリーズ③」(分担執筆)(2020、民事法研究会)
・「株式会社・各種法人別 清算手続きマニュアル-手続の選択から業種別の注意点まで-(分担執筆)(2019、新日本法規出版)
・「倒産実務の諸問題」(分担執筆)(2019、青林書院)
・「個人再生の実務 Q&A120 問」(分担執筆)(2018、金融財政事情研究会)
・「破産管財PRACTICE－留意点と具体的処理事例－」(分担執筆)(2017、民事法研究会)
・「私的整理の実務Q＆A140 問」(分担執筆)(2014、金融財政事情研究会)
・「倒産法改正 150 の検討課題」(分担執筆)(2014、金融財政事情研究会・)
・「破産管財BASIC－チェックポイントとQ＆A－」(分担執筆)(2014、民事法研究会)
・「一問一答民事再生手続と金融機関の対応」(共著)(経済法令研究会、2012)
・「私的整理の実務Q＆A100 問」(共著)(2011、金融財政事情研究会)
・「通常再生の実務Q＆A120 問」(共著)(2011、金融財政事情研究会)
主論文:
・「牽連破産事件における実務上の論点」(銀行法務 21 第828号、2018)
・「中小オーナー企業のスポンサー選定に関する考察(上・下)」(銀行法務21第769合、2014)

塩 見 卓 也　特任教授

1. 略歴
①大阪府出身 ②2001 年京都大学法学部卒業 ③2006 年司法修習終了(59 期)・京都弁護士会登録、市民共同法律事務所勤務、2010 年 4 月京都産業大学大学院法務研究科非常勤講師、2012 年～2019 年名古屋大学法学研究科研究員(再任含む)、2018 年 4 月関西大学大学院法務研究科非常勤講師
2. 主要研究業績
主著:
・「労働者派遣と法」(共著) (2013 年 6 月、日本評論社)
・「ブラック企業被害対策 Q&A」(共著)(2013 年 12 月、弁護士会館出版部 LABO)
・「女性と労働」(共著) (2017 年 4 月、旬報社)
・「最低賃金 生活保障の基礎」(共著) (2019 年 11 月、岩波書店)
・「コロナ禍に立ち向かう働き方と法」(2021 年 1 月、日本評論社)
主論文:
・「派遣労働者の労働問題－法改正の動向を踏まえた検討」(法学セミナー731 号、2015 年 12 月)
・「賃金体系の就業規則による変更－シオン学園(三共自動車学校・賃金体系等変更)事件」(法律時報 1093 号、2015 年 12 月)
・「2015 年労働者派遣法 40 条の 6 をめぐる論点」(労働法律旬報 1887 号、2017 年 5 月)
・「裁量労働制をめぐる論点と裁判例」(労働法律旬報 1916 号、2018 年 7 月)
・「大学における65歳定年と再雇用拒否～尚美学園事件(大学専任教員 A・再雇用拒否)事件」(民商法雑誌 155 巻 4 号、2019 年 10 月)
・「コロナ禍をめぐる労働問題と論点」(自由と正義、2021年12月)

髙 見 秀 一　特任教授

1. 略歴
①長野県長野市生まれ ②1986 年京都大学法学部卒業 ③1986 年司法修習生(40 期)、1988 年大阪地方裁判所判事補、1990 年大阪弁護士会登録、2004 年大阪市立大学大学院法学研究科特任教授、2014 年大阪製鐵株式会社社外監査役
2. 主要研究業績
主著:
・「逮捕・勾留・保釈と弁護」(共著)(1996年5月、日本評論社)
・「秘密交通権の確立」(共著)(2001 年 10 月、現代人文社)
・「コンメンタール『公判前整理手続』」(共著)(2005 年 11 月、現代人文社)
・「実践！刑事証人尋問技術－事例から学ぶ尋問のダイヤモンドルール－」(共著)(2009 年 4 月、現代人文社)
・「実践！刑事証人尋問技術(パート2)」(共著)(2017 年 9 月、現代人文社)
主論文:
・「逮捕状請求書謄本の謄写請求の勧め」(『季刊刑事弁護』4 号、1995 年 10 月)
・「逮捕・勾留と『情報の不平等』」(『刑法雑誌』35 巻 2 号、1996 年 3 月)
・「外国人事件と公判手続－公判のテープ録音と通訳の正確性」(『刑事手続の最前線』、1996 年 5 月、三省堂)
・「複雑酩酊」(共著)(『季刊刑事弁護』17 号、1999 年 1 月)
・「外国人事件と公判」(共著)(『新刑事手続II』、2002年6月、悠々社)
・「押収物の還付」(刑事弁護Q＆A)(『季刊刑事弁護』41 号、2005 年 1 月)
・「裁判員制度における事実認定－裁判官と市民の役割－」(日本犯罪学会発行『犯罪学雑誌』73 巻 3 号、2007 年 6 月)

・「最高裁判例と事実認定適正化の動き」ケース報告⑥和歌山カレー事件(『季刊刑事弁護』65 号、2011 年 1 月)
・「知的障がい者の放火冤罪事件－検察官が公訴を取り消し、公訴棄却後に捜査報告書の改ざん発覚」(『季刊労働福祉』132 号、2011 年 9 月)
・「自己矛盾調書の証人への提示・朗読」(『実務体系 現代の刑事弁護 2刑事弁護の現代的課題』、2013 年 9 月、第一法規)
・「被告人供述の再現資料の提出で得ることができた逆転無罪判決(大阪高裁平成 19.9.12)(痴漢)」(『季刊刑事弁護』76 号、2013 年 10 月)
・「使い勝手のよい反対尋問事項書を作ってみよう(その1～3)(『季刊刑事弁護』79 号～81 号、2014 年 7 月～2015 年 1 月)
・「法 328 条及び規則 199 条の 10、11、12 の解釈、射程(法律論・一般論)」(『季刊刑事弁護』81 号、2015 年 1 月)
・「手続二分論的運用の試み」(『法と心理』15 巻 1 号、2015 年 10 月、日本評論社)
・「経験則と裁判員裁判」(『季刊刑事弁護』90 号、2017 年 4 月)
・「実践的反対尋問事項書の作り方」(『新時代の刑事弁護』、2017 年 9 月、成文堂)

杉 本 吉 史　特任教授

1. 略歴
①大阪府生まれ ②1985 年京都大学法学部卒業 ③1985 年司法修習生(39 期)、1987 年大阪弁護士会登録(現在に到る)、2002 年 NPO 法人「大阪被害者支援アドボカシーセンター」理事(現在に至る)、2006 年大阪簡易裁判所民事調停委員(現在に到る)、2007 年大阪地方裁判所民事調停委員(現在に到る)、2008 年日弁連犯罪被害者支援委員会副委員長(2009 年 5 月まで)、2016 年大阪市立大学大学院法学研究科特任教授
2. 主要研究業績
主著:
・「逮捕・勾留・保釈と弁護」(共著)(1996 年 5 月、日本評論社)
・「接見・拘留・保釈・鑑定留置裁判例 33 選」(共著)(1998 年 8 月、現代人文社)
・「犯罪被害者支援と弁護士」(共著)(2000 年 6 月、東京法令出版)
・「ケーススタディ被害者参加制度 2訂版」(共著)(2017 年 9 月、東京法令出版)
主論文:
・「ケーススタディ(3)-パラノイア」(共著)(季刊刑事弁護 17 号、1989 年 1 月)
・「無罪判決を受けた場合どうするか」(刑事弁護の技術(上)1994 年 10 月)
・「オウム真理教が巻き起こした諸現象と法律的諸問題」(大阪経済法科大学法学研究所紀要 23 号、1996 年 9 月)
・「大阪弁護士会犯罪被害者支援センターの実践と課題(特集 犯罪被害者への対処とケア)」(共著)(自由と正義 51 巻 8 号、2000 年 8 月)
・「犯罪被害者、遺族と刑事弁護」(大阪弁護士会会報第212号、2000 年 11 月)
・「犯罪被害者支援の立場からみた被害者参加制度と損害賠償命令制度」(月刊大阪弁護士会 653 号、2008 年 11 月)
・「犯罪被害者の支援に関わって」(捜査研究 802 号 2017 年 10 月)

4.　杉本キャンパス案内図

〒558-8585　大阪市住吉区杉本3-3-138

1 1号館	2 商学部棟	3 経済学部棟	4 法学部棟
5 文学部棟	6 経済研究所棟 ・人権問題研究センター ・創造都市研究科 ・都市経営研究科	7 都市科学・防災研究センター	8 田中記念館
9 健康管理センター／ メンタルヘルスセンター	10 河海工学実験場	11 学術情報総合センター	12 理学部棟 ・数学研究所 ・南部陽一郎物理学研究所
13 工学部棟	14 生活科学部棟	15 2号館 ・都市健康・スポーツ研究センター	16 全学共通教育棟
17 4号館	18 基礎教育実験棟	19 第1学生ホール	20 第2学生ホール
21 第3学生ホール	22 スポーツハウス	23 ゲストハウス	24 インキュベータ
25 高原記念館 ・地域連携センター	26 学生サポートセンター	27 共通研究棟	28 人工光合成研究センター
29 本部棟			

本 館 地 区 各 教 室 見 取 図

1号館

3 階

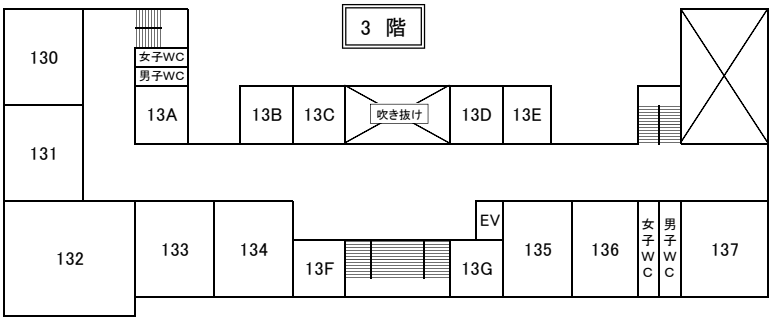

2 階

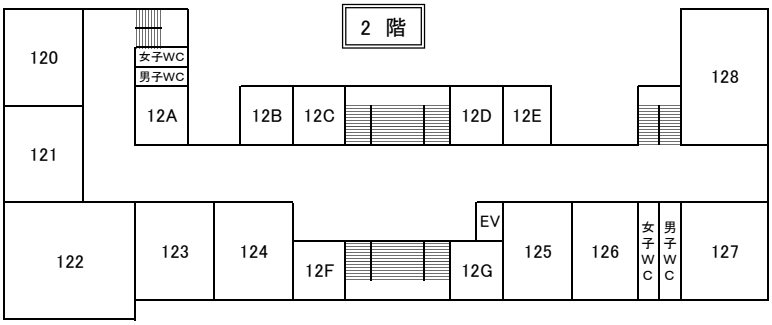

法学部棟

11階

4 階

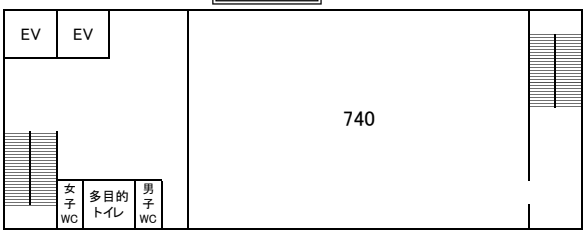

3 階

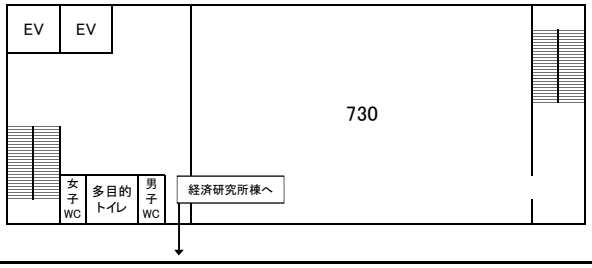

経済研究所棟

2 階

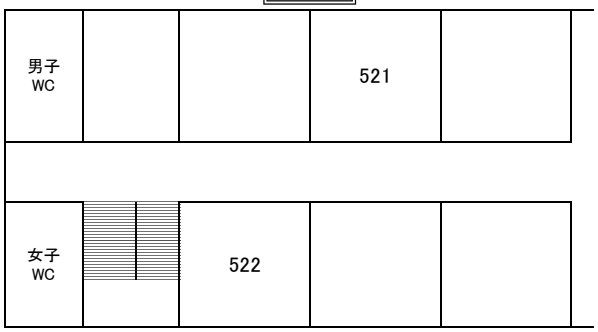

全学共通教育棟各教室見取図

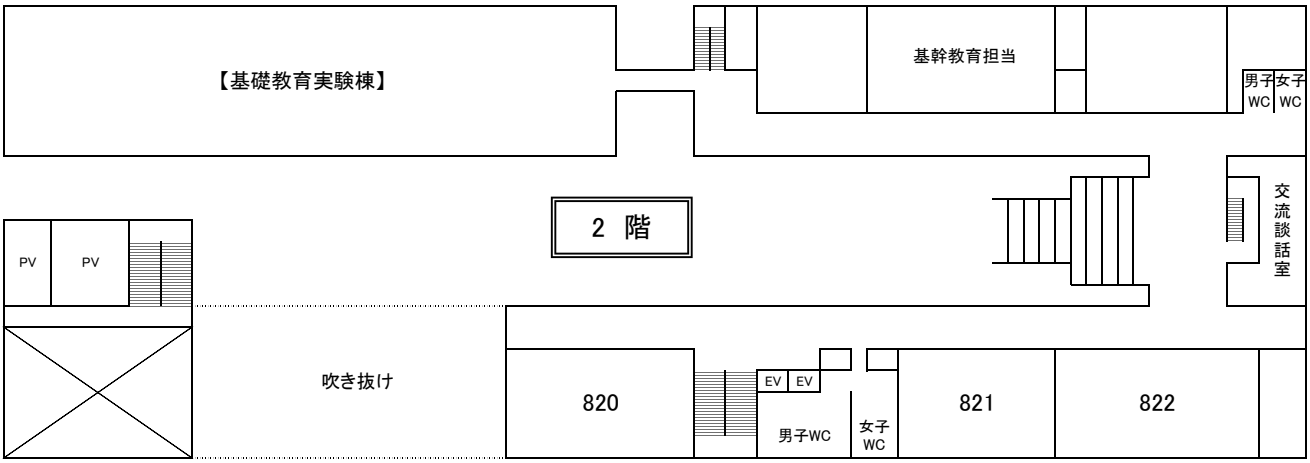

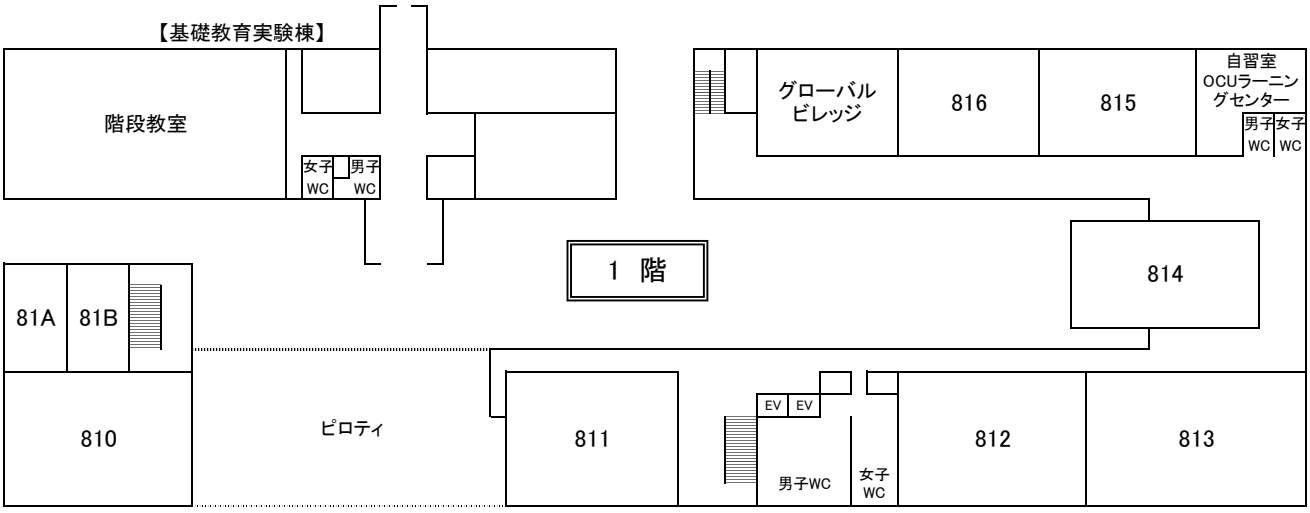

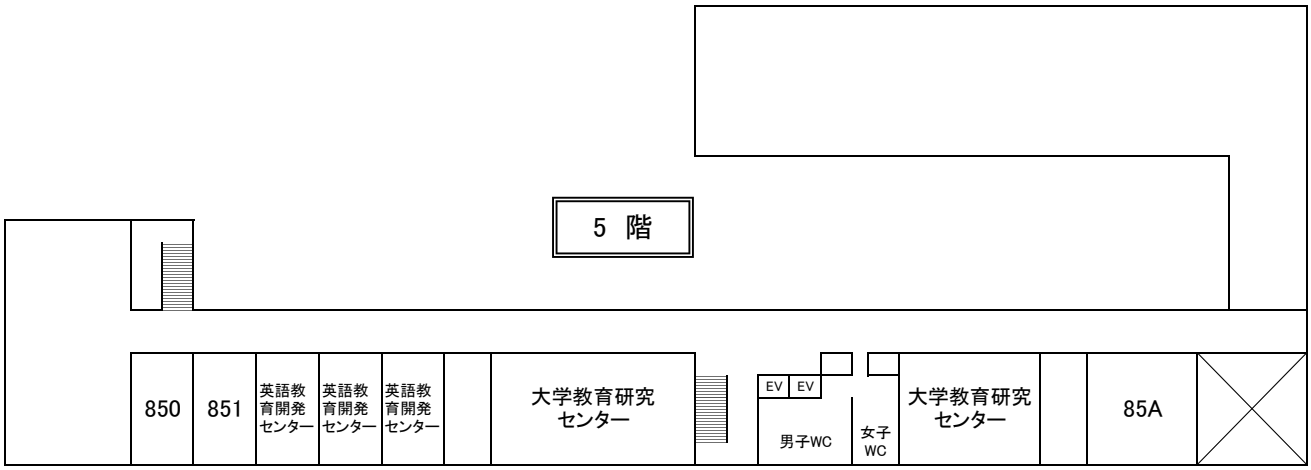
5 階
850
851
英語教育開発センター
英語教育開発センター
英語教育開発センター
大学教育研究センター
EV
EV
男子WC
女子WC
大学教育研究センター
85A

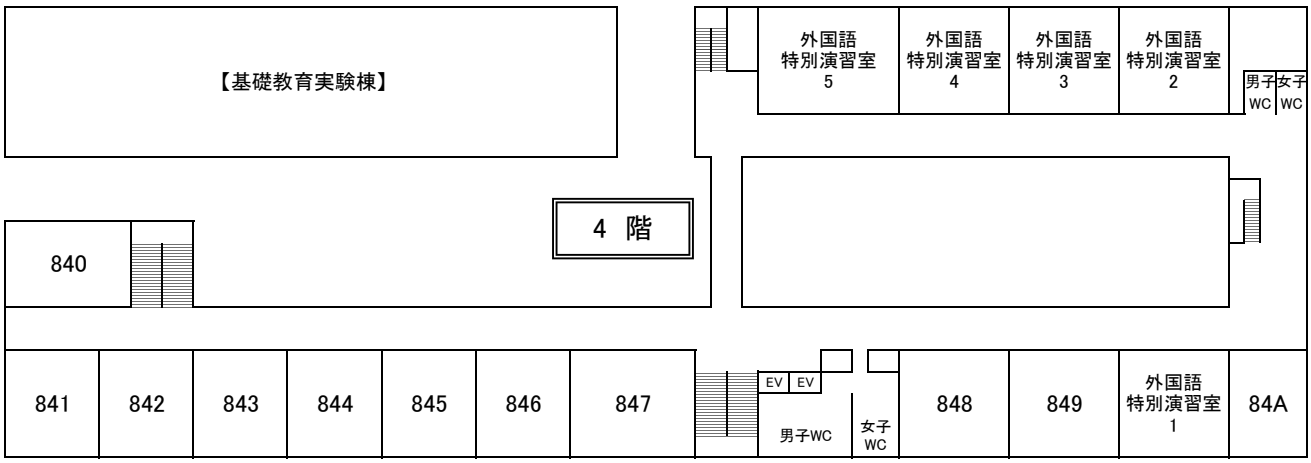
【基礎教育実験棟】
外国語特別演習室5
外国語特別演習室4
外国語特別演習室3
外国語特別演習室2
男子WC
女子WC
4 階
840
841
842
843
844
845
846
847
EV
EV
男子WC
女子WC
848
849
外国語特別演習室1
84A

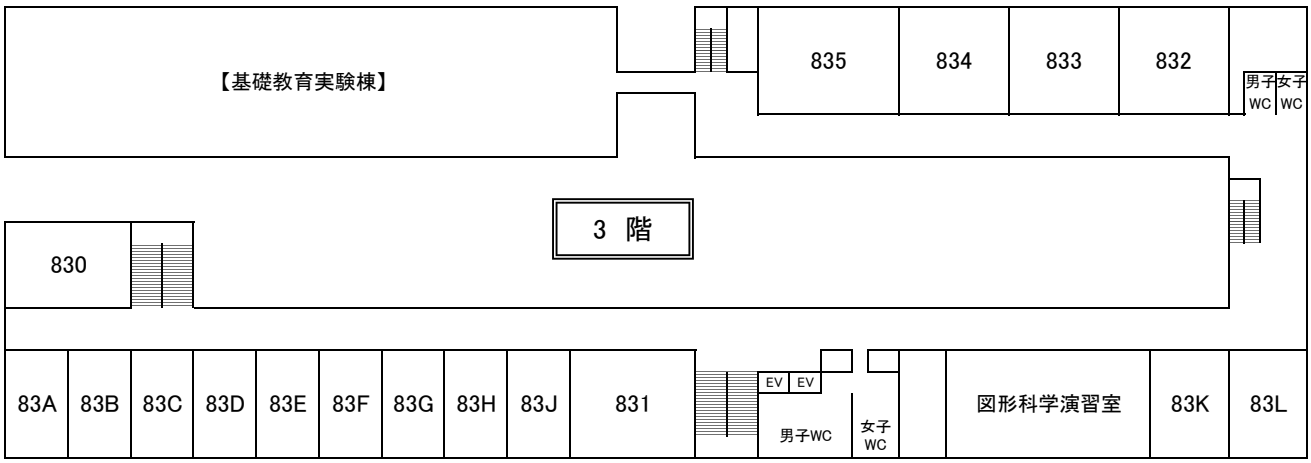
【基礎教育実験棟】
835
834
833
832
男子WC
女子WC
3 階
830
83A
83B
83C
83D
83E
83F
83G
83H
83J
831
EV
EV
男子WC
女子WC
図形科学演習室
83K
83L

旧 教 養 地 区 配 置 図

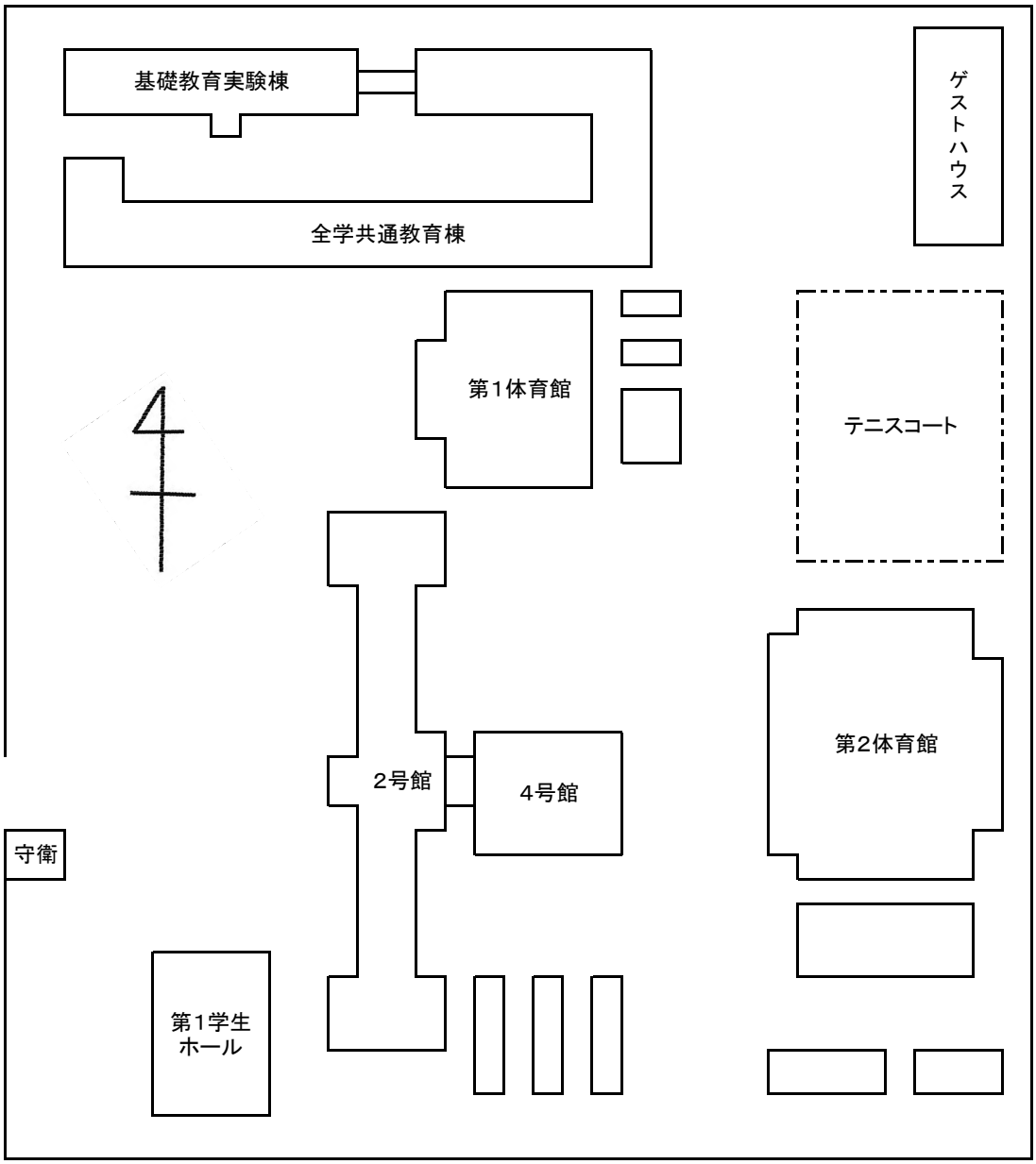

4号館教室配置図

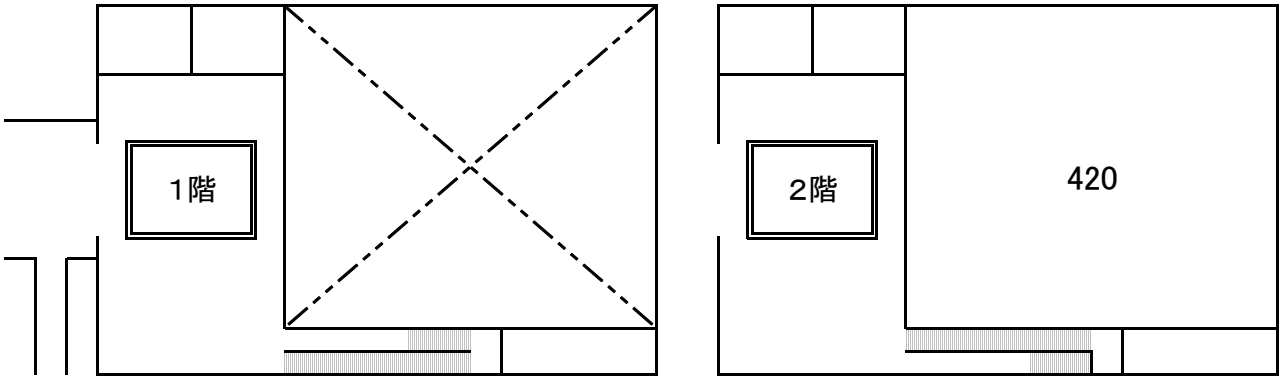

大阪公立大学法学部

教育推進課

TEL　06－6605－2303（直通）

https://www.omu.ac.jp/law/